

西東京市財政白書

平成 28 年度決算版



いこいな
©シンエイ/西東京市

平成 29 年 9 月



西東京市

企画部財政課

財政白書の平成 28 年度決算版を作成しました

市民の皆様には西東京市の財政状況をご理解いただくために、平成 28 年度の決算状況を踏まえた「財政白書」を作成しました。

平成 28 年度決算は、歳入・歳出総額ともに過去最高となった前年度を大きく下回りました。歳入は、市税が過去最高額となったものの、合併算定替の終了に伴う普通交付税の減少や税連動交付金の減少、普通建設事業の減少に伴う市債の減少などにより、前年度から大きく減少しました。また、歳出は、扶助費や補助費等が引き続き増加したものの、普通建設事業や積立金の減少が大きかったため、全体では減少しました。

一方で、今後の行政需要に目を向けると、待機児童対策や障害関係の扶助費、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金などの社会保障関係経費の増加に加え、老朽化に伴う公共施設の更新など課題が山積しています。また、基金残高の減少傾向が続いていることも懸念され、早期回復に取り組む必要があります。

こうした中で、市民の皆様が、今後の市の行財政運営のあるべき姿と、行財政改革の必要性や方向性について議論していただく際の素材として、この「財政白書」を活用していただければ幸いです。

なお、専門用語の使用はなるべく避けるようにしましたが、固有名詞である専門用語につきましては、財政白書の性格上やむなく使用しています。そのため、巻末に用語集を掲載しましたので、ご活用ください。

今後も、内容の見直しを継続的に行いながら公表してまいりますので、ぜひ市民の皆様のご意見をお寄せください。

本書において、決算額等は原則として総務省が行う「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を使用しています。

本市の「普通会計」は、一般会計から一部介護サービス事業に係る経費等を除いた数値となります。

本文をご覧になる際は、次の点にご注意ください。

- ※ 平成 28 年度の数値については、変更になる可能性があります。
- ※ 数値は、原則として上記調査に基づく千円単位の数値を四捨五入した百万円単位の数値を使用しているため、内数の計が総数と一致しない場合があります。また、本文中の対前年度増減額、対前年度増減率、構成比などについても、百万円単位で記述しています。
- ※ 本文は全て合併後の本市のデータ(平成 12 年度以降決算額等)を基礎としています。

類似団体との比較は、各市から提供を受けた「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を、本市が独自に計算したものです。なお、住民1人当たり決算額の算出に当たっては、平成 29 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口(本市の場合 199,790 人)を用いています。また、本文表中における住民1人当たり決算額は、決算数値等と異なり千円単位を使用していますのでご注意ください。

「Ⅳ-1」に属する都内の類似団体は、立川市・三鷹市・調布市・町田市・小平市・日野市・西東京市の7市です。また、「Ⅳ-1」に属する全国の類似団体数は 15 団体で、都内以外では、北海道帯広市、青森県弘前市、千葉県市原市、三重県鈴鹿市、京都府宇治市、島根県出雲市、広島県東広島市、宮崎県都城市の8市です。

なお、スペースの都合上、本文表中では、類似団体を「類団」と略していることがあります。

◎「類似団体」とは…

人口規模や産業構造が同じような状況にある市町村のことで、総務省により類型化されています。

本市は「Ⅳ-1」(人口 15 万人以上の一般市(政令指定都市、中核市、特例市以外の市)で、産業構造はⅡ次・Ⅲ次産業が 90%未満かつⅢ次産業が 55%以上)という類型に属しています。

なお、平成 27 年度調査から、産業構造の割合の数値に変更(Ⅱ次・Ⅲ次産業が 95%未満⇒90%未満)がありました。



目 次

財 政 の イ メ ー ジ	1
市の財政を家計に例えると…？ 年収は約704万円・年間支出は約687万円で黒字	
1 決 算 の 総 括	3
歳入・歳出決算額ともに過去最高となった前年度から大幅減 実質収支比率はおおむね適正な水準を維持	
2 歳 入	5
市債や税連動交付金の減により歳入総額が減少	
3 市 税	7
収入額は7年連続で増加し、過去最高の315億円台に到達 徴収率は過去最高を更新	
4 地 方 交 付 税	9
合併算定替の終了や基準財政収入額の増により、 普通交付税は5年連続減少	
5 市 債	11
普通債借入額は減少 借入額に占める臨時財政対策債の割合は増加	
6 歳 出 (目 的 別 経 費)	13
教育費が大幅に減少 民生費は引き続き増加、公債費は一時的に増加	
7 歳 出 (性 質 別 経 費)	15
義務的経費が再び増加、引き続き市税収入を上回る	



8	公債費	19
公債費は一時的に増加、公債費比率は適正な水準で推移		
9	公営企業会計・公営事業会計への繰出金	21
財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金		
10	経常収支比率	23
前年度から3.3ポイント上昇 全ての性質別経常収支比率が前年度を上回る		
11	市債残高	27
普通会計の市債残高に占める臨時財政対策債の割合は、 引き続き50%を超える水準で推移		
12	基金	29
財政調整基金の残高が大きく減少 行財政改革大綱における目標は未達成		
13	行財政改革の取組	31
第4次行財政改革大綱に基づき 自立した行財政基盤の確立を目指します		

【参考資料】

決算カード(暫定版)	35
合併特例債の借入実績と元利償還額	37
歳出内訳及び財源内訳	38
他市・区(西東京市に隣接する団体)との比較	39
財政健全化法	41
用語集	43

財政のイメージ

市の財政を家計に例えると…？ 年収は約704万円・年間支出は約687万円で黒字

『財政』とは何でしょうか？

新聞やテレビで、「財政難」、「行財政改革」といった単語などで、近年、耳にする機会の多くなった言葉です。しかし、「その内容は？」と聞かれたら、何となくイメージは湧くものの、上手く説明するのが難しい言葉ではないでしょうか？

『財政』とは、国や地方公共団体が行政活動や公共政策の遂行のために行う資金の調達・管理・支出などの『経済活動』です。つまり、『市の財政』とは『市が行う経済活動』を意味します。

みなさんの生活の中では、『家計』という経済活動が一番馴染みがあるのではないのでしょうか？

そこで、本市の『財政』をイメージしやすいように、平成28年度決算額を、1万分の1に縮小して『家計』に置き換えてみました。『市の財政』と『家庭の家計』では、仕組みが異なる部分もありますが、これで財政状況を見てみましょう。



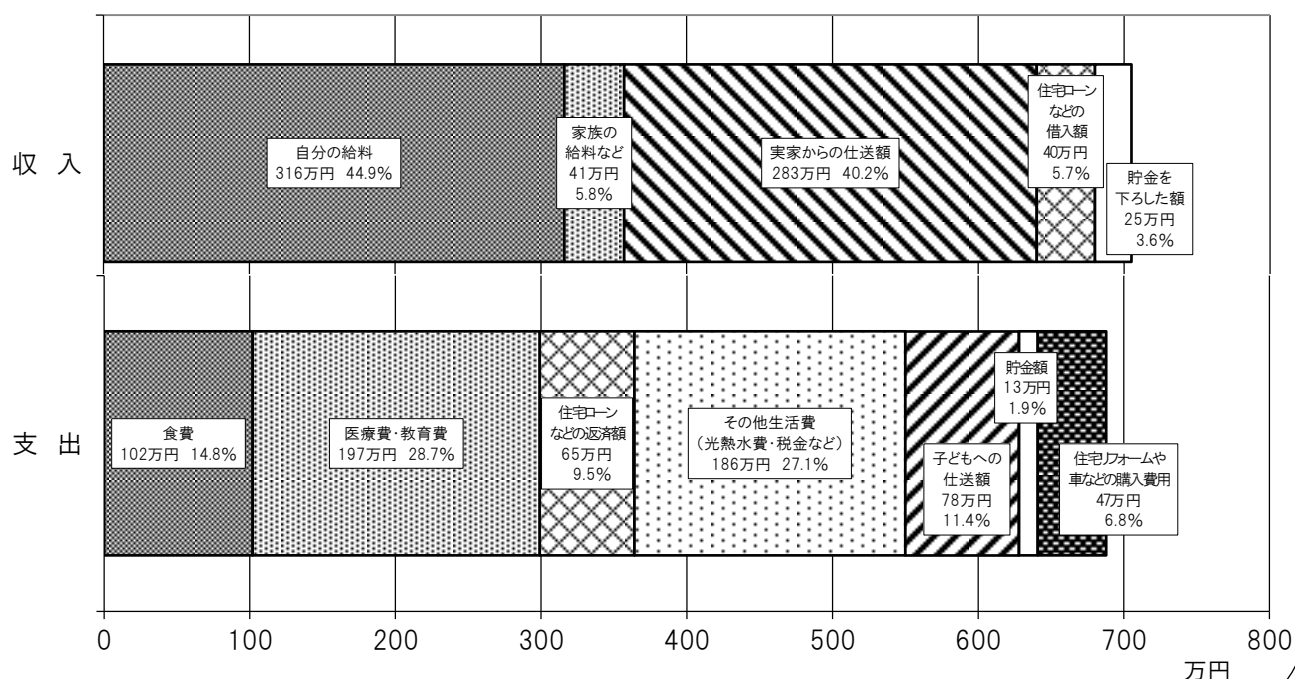
<平成28年度の西東京市の家計状況>

－ 表中の※印は、市の歳入歳出に置き換えた時の項目です。－

(上段:年額、下段:月額)

		平成28年度	平成27年度	増減額
収入		704 万円	758 万円	△ 54 万円
基本的 収入	小計	640 万円	648 万円	△ 8 万円
	自分の給料	316 万円	314 万円	2 万円
	※市税	(263,333 円)	(261,667 円)	(1,666 円)
	家族の給料など	41 万円	42 万円	△ 1 万円
	※自主財源(市税、基金繰入金を除いたもの)	(34,167 円)	(35,000 円)	(△ 833 円)
その他 の収入	実家からの仕送額	283 万円	292 万円	△ 9 万円
	※依存財源(市債を除いたもの)	(235,833 円)	(243,333 円)	(△ 7,500 円)
	小計	65 万円	110 万円	△ 45 万円
	住宅ローンなどの借入額 ※市債	40 万円	89 万円	△ 49 万円
	貯金を下ろした額 ※基金繰入金	25 万円	21 万円	4 万円
支出		687 万円	742 万円	△ 55 万円
食費		102 万円	100 万円	2 万円
※人件費		(85,000 円)	(83,333 円)	(1,667 円)
医療費・教育費		197 万円	190 万円	7 万円
※扶助費		(164,167 円)	(158,333 円)	(5,834 円)
住宅ローンなどの返済額		65 万円	64 万円	1 万円
※公債費		(54,167 円)	(53,333 円)	(834 円)
その他生活費(光熱水費・税金など)		186 万円	189 万円	△ 3 万円
※物件費、補助費など		(155,000 円)	(157,500 円)	(△ 2,500 円)
子どもへの仕送額		78 万円	79 万円	△ 1 万円
※繰出金		(65,000 円)	(65,833 円)	(△ 833 円)
貯金額		13 万円	19 万円	△ 6 万円
※積立金		(10,833 円)	(15,833 円)	(△ 5,000 円)
住宅リフォームや車などの購入費用 ※投資的経費		47 万円	102 万円	△ 55 万円
現在の貯金残高(『自分の給料と家族の給料などの総額』の約19%)		68 万円	79 万円	△ 11 万円
現在のローン残高(『自分の給料と家族の給料などの総額』の約1.6倍)		554 万円	574 万円	△ 20 万円

西東京市の家計状況



◎西東京市の家計の状況を見てみましょう

まず、収入では、自力で得ることができる**自分の給料**と**家族の給料など**が、収入全体のおよそ半分となっています。一方で、**実家からの仕送額**は全体の4割となります。この実家からの仕送額は、国や東京都からの補助金などが含まれます。これは国や東京都の施策や基準に左右されることもあり、額の大小こそありますが、本市に限らず、どの市区町村も例外なく受けています。

次に、支出を見てみます。

日常生活で必ず必要となる**食費**(人件費)、**医療費・教育費**(扶助費)、**住宅ローンなどの返済額**(公債費)が、支出全体のおよそ半分以上を占めています。これらの支出は市が任意で金額を変えることが難しく、「義務的経費」と呼ばれるものです。さらに、家計で言うところの光熱水費・税金等にあたる**その他の生活費**(物件費・補助費等)を合わせると、生活費に相当する部分が全体のおよそ8割となります。

子どもへの仕送額は、『財政』における一般会計から特別会計への繰出金になります。

親世帯から独立した子どもは、基本的には生計は別となり、自立した独立の家計になります。しかし、子どもが自分で全ての生活費などを賄えればいいのですが、そうでない場合には、親の援助が必要となる場合があります。

住宅リフォームや車などの購入費用は、『財政』でいう普通建設事業費などの投資的経費になります。

まとまった額の支出が必要になるので、貯金を下ろしたり(基金繰入金)、住宅ローンなど(市債)を組むことになります。ローンを組む場合は、多く借りてしまうと、先々の返済額が大きくなり、生活が圧迫されてしまうので、借入額と返済額のバランスを上手に取らなければなりません。そのため、家計が苦しいときには大きな買い物を控えるように、一般的には財政状況が厳しい時には普通建設事業費は減少します。

貯金額は、『財政』でいう積立金になります。

例えば、子どもの就学費用に充てるために貯金をする、旅行に行くために貯金をする、ボーナスが多く入ったので貯金をするというように、貯金には目的や理由があります。

『財政』も同じで、目的ごとに基金を設けて積立てをしています。一方では貯金をしながら、一方では貯金を下ろしているのはそのためです。また、積み立てるお金も前年度の黒字の半分や土地を売却したお金など、一時的な収入を中心に積立てしています。

なお、生活費が足りなくて貯金を下ろすのと、目的を実現する時期が来たので貯金を下ろすのとでは、少し意味合いが違います。貯金を下ろした金額だけでなく、その内容にも着目しなければなりません。

本編では、本市の財政について、平成28年度決算をもとに、過去との比較を交えながら、具体的に説明していきます。

1 決算の総括

歳入・歳出決算額ともに過去最高となった前年度から大幅減 実質収支比率はおおむね適正な水準を維持

◎歳入・歳出ともに前年度から大きく減少しました

平成28年度の普通会計決算は、歳入面では、景気の回復基調により基幹的収入である市税が前年度を上回り、過去最高額となったものの、普通建設事業費の大幅な減に伴う市債借入額の減のほか、地方交付税や税連動交付金の減などにより、704億1,500万円(対前年度比54億1,700万円、7.1%減)となりました。

一方、歳出面では、扶助費や補助費等の増に加え、退職者数の増などにより人件費が増となったものの、積立金の減や普通建設事業費が大幅に減となったことから、687億4,600万円(対前年度比54億3,200万円、7.3%減)となりました。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	都内26市
歳入決算額	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	65,618	66,776	68,529	75,832	70,415	352.4	365.8	376.7
歳出決算額	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	65,084	67,100	74,178	68,746	344.1	353.3	365.8
形式収支	1,200	4,286	1,245	1,511	1,271	1,386	1,692	1,429	1,654	1,670	8.4	12.5	10.9
翌年度へ繰り越すべき財源	5	3,130	231	363	299	10	184	19	218	226	1.1	1.5	1.1
実質収支	1,196	1,156	1,014	1,148	971	1,376	1,508	1,409	1,436	1,444	7.2	11.1	9.8
単年度収支	△129	△40	△142	134	△177	404	132	△98	27	8	0.0	△1.9	△1.8
積立金	666	1,285	893	1,275	592	622	906	968	1,020	924	4.6	4.6	4.4
繰上償還額	35	38	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.1
積立金取崩額	1,100	900	1,300	500	700	704	900	1,100	853	1,672	8.4	5.4	4.9
実質単年度収支	△528	383	△548	909	△285	322	138	△230	194	△740	△3.7	△2.7	△2.2
実質収支比率	3.4	3.2	2.8	3.1	2.5	3.5	3.9	3.7	3.7	3.7	3.7	5.6	4.9

※実質収支比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

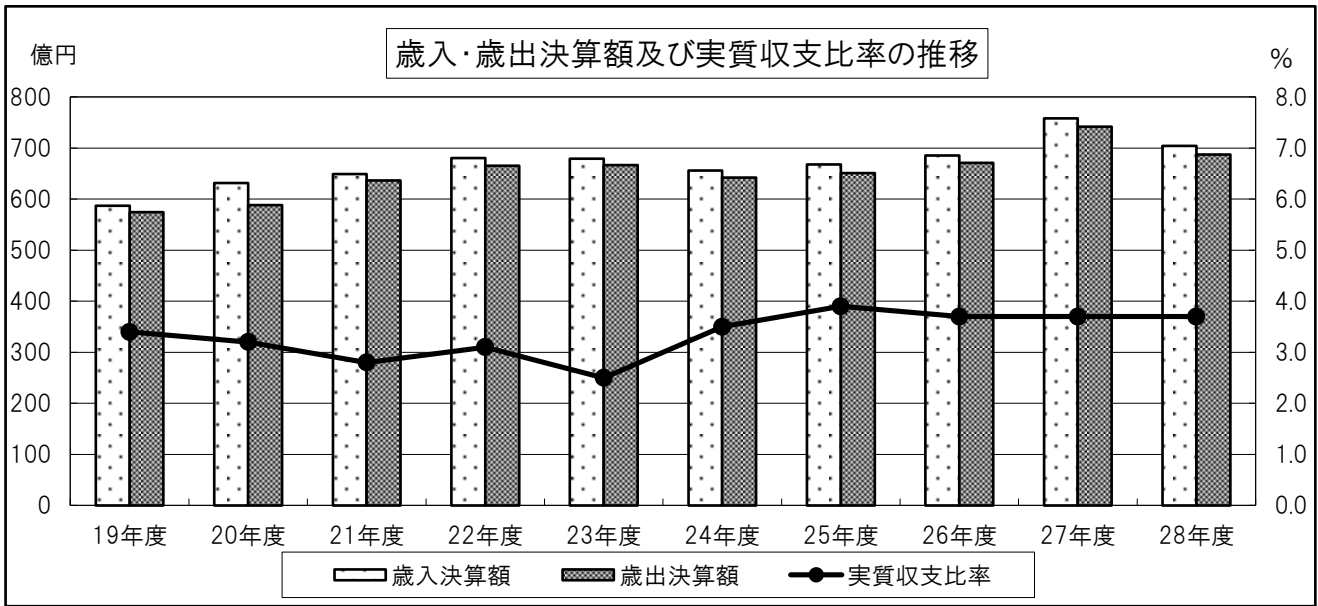
◎実質収支は前年度を上回り、単年度収支は黒字でしたが、実質単年度収支は大幅な赤字となりました

実質収支は、14億4,400万円(対前年度比800万円、0.6%増)となりました。ただし、実質収支には、前年度に国や東京都から多く交付された補助金などで、翌年度に返還しなければならない金額が含まれていますが、平成28年度は、その額が約4億円と大きな額となっています。なお、平成28年度は、基金の取崩額が大きかったことから、実質単年度収支は大幅な赤字となりました。

◎実質収支比率は3.7%となりました

実質収支比率は、経常的な一般財源を基本とした場合の標準的な財政規模(標準財政規模)に対する実質収支額の割合で、一般的にはおおむね3.0%から5.0%程度が適当であるとされています。本市の実質収支比率は、上の表でも分かるように、おおむね適正な水準で推移してきました。平成28年度は、前年度及び前々年度と同率の3.7%となりました。





～ちょっとブレイク～

◎いろいろな収支があるけど、何が違うの？

単純にその年度の歳入決算額から歳出決算額を引いた額が「**形式収支**」となります。この「**形式収支**」中には、年度内に終了しなかった事業の翌年度に支出する額(翌年度へ繰り越すべき財源)が含まれています。この財源は、翌年度に必ず支出することが決まっているので、その分を「**形式収支**」から引くと、今年度の実質的な収支となる「**実質収支**」になります。この「**実質収支**」がその年度の黒字・赤字を見るときに大切になります。

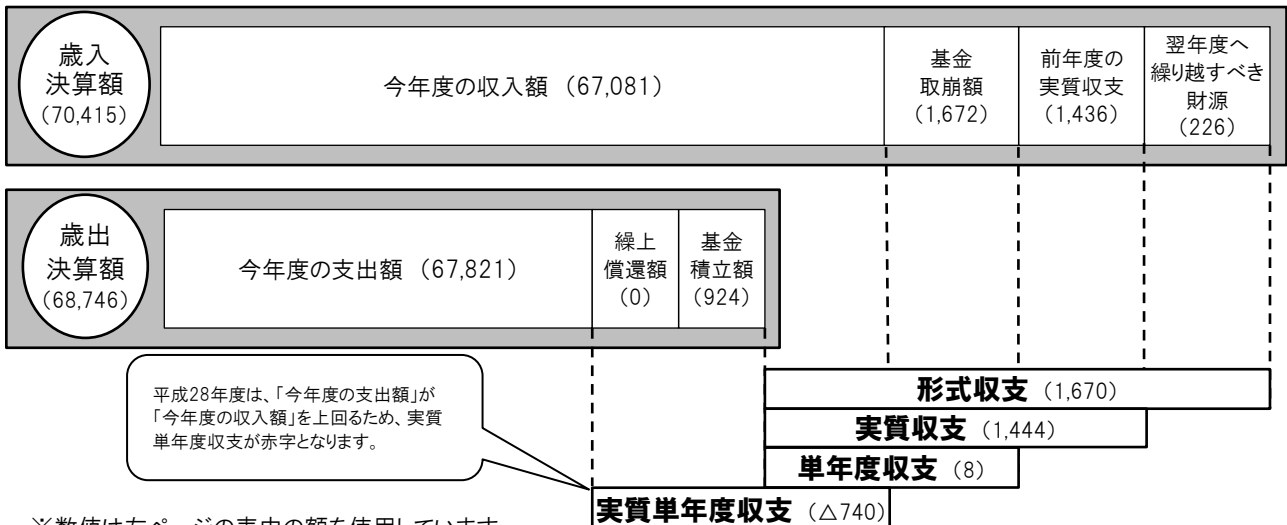
なお、本市の「**実質収支**」は、毎年度黒字です。



さらに、「**実質収支**」には、繰越金の一部として歳入された(前年度の実質収支)が含まれていますので、その分を引いた後の額を「**単年度収支**」といい、その年度内の歳入と歳出だけの収支を表しています。そして「**単年度収支**」から、ローンなどの繰上返済(繰上償還額)、貯金(基金積立額)や貯金の引き落とし(基金取崩額)など、後年度の財政運営に影響のある要素を除いた、純粋にその年度内の収入と支出だけの収支を「**実質単年度収支**」といいます。

「**単年度収支**」は、その年の「**実質収支**」の黒字額が、前年度の「**実質収支**」の黒字額を下回ると赤字となり、「**単年度収支**」が赤字であっても「**実質単年度収支**」が黒字になることもあります。

(単位:百万円)



平成28年度は、「今年度の支出額」が「今年度の収入額」を上回るため、実質単年度収支が赤字となります。

※数値は左ページの表中の額を使用しています。
※図は、いろいろな収支を分かり易くイメージにしたものですので、実際の数値とイラストの大きさなどは合致していません。

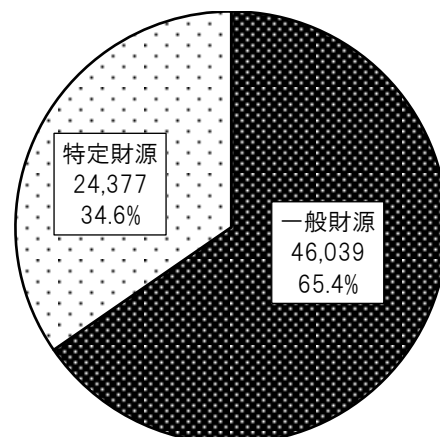
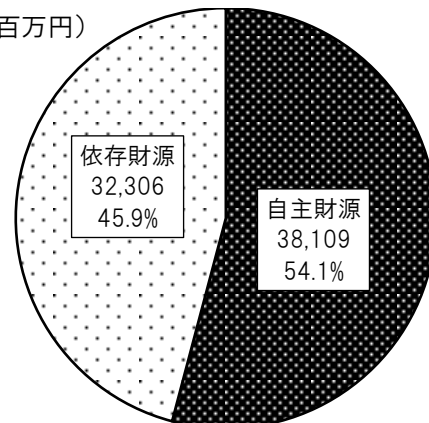
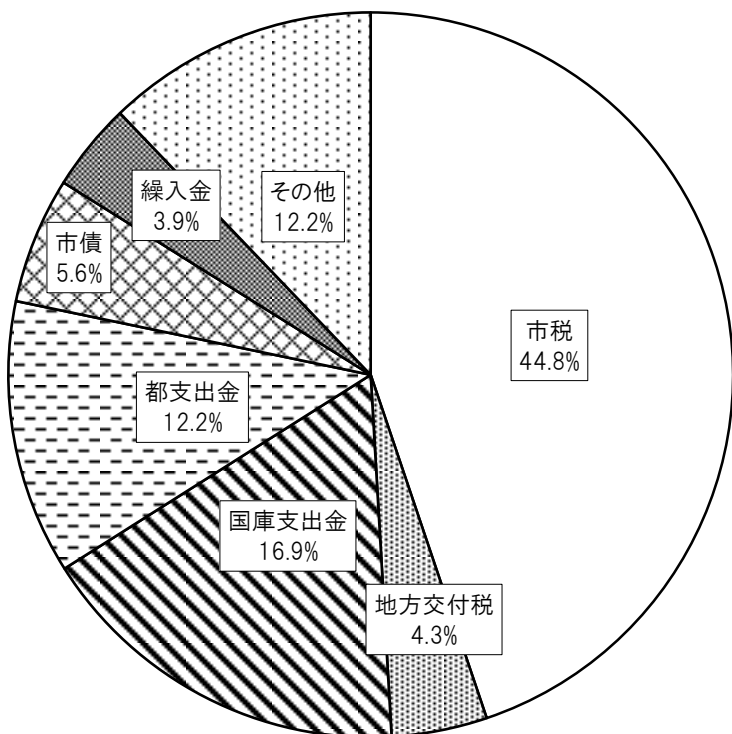
2 歳入

市債や税連動交付金の減により歳入総額が減少

市が行政サービスを行うための財源となる歳入には、様々なものがあります。その中でも、市税、地方交付税、国庫支出金及び都支出金の歳入に占める割合は特に高く、市にとって主要な財源であることが分かります。

平成28年度決算における歳入の内訳

(単位:百万円)



※その他の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入です。

◎市税が西東京市の基幹的な歳入です

グラフを見て分かる通り、歳入の中で最も多くの割合を占めるのが市税です。次いで、国庫支出金、都支出金、市債、地方交付税と続きます。

なかでも、市税は、歳入の4割を超える市の基幹的な歳入となっています。そのため、市税収入の動向が歳入面における市の財政状況を大きく左右することになります。

そのほかの特徴点として、本市は、合併により誕生した市であることから、平成27年度までは地方交付税に通常の団体にはない特別の上乗せ措置(合併算定替)が講じられていましたが、平成28年度からは、本来、西東京市として算定される額(一本算定)となりました。

◎「自主財源」、「一般財源」の割合が重要です

歳入については、2つの視点での分別があります。1つは「市が自らの権限で収入することができるかどうか」という視点で「自主財源と依存財源」に、もう1つは、「財源の使い道が特定されているかどうか」という視点で「一般財源と特定財源」に分けることができます。

市の財政運営の自立性と柔軟性を確保するためには、自らの権限で収入することができる「自主財源」、使い道が特定されていない「一般財源」、それぞれの割合が高いことが必要です。市税は「自主財源」かつ「一般財源」であり、歳入に占める割合が最も大きいことから、最も重要で貴重な歳入といえます。

(単位:百万円、%) (単位:千円、%)

自主 一般		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	都内26市
○	市 税	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	30,294	30,565	31,107	31,419	31,554	157.9	177.0	172.7
○	地方譲与税	345	333	306	300	302	285	272	260	264	274	1.4	1.5	1.6
○	税連動交付金	2,841	2,459	2,319	2,350	2,278	2,295	2,602	3,264	5,121	4,317	21.6	22.8	23.0
○	地方特例交付金	183	414	368	328	363	177	165	142	139	138	0.7	0.7	0.7
○	地方交付税	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	5,015	4,476	4,204	3,697	3,006	15.0	3.3	8.4
○	交通安全対策特別交付金	30	26	26	25	23	22	22	19	19	19	0.1	0.1	0.1
○	分担金及び負担金	260	380	326	258	316	371	397	367	604	559	2.8	3.3	3.6
○	使用料	617	544	548	550	563	556	565	574	577	644	3.2	3.9	3.9
○	手数料	416	616	584	473	414	413	419	406	412	414	2.1	3.1	3.5
	国庫支出金	4,607	8,498	6,808	8,747	9,416	9,574	10,016	10,472	11,541	11,928	59.7	62.2	65.0
	都支出金	6,971	6,499	6,577	7,160	7,217	7,685	8,082	8,108	8,372	8,622	43.2	44.7	48.6
○	財産収入	408	448	539	796	273	363	225	249	324	56	0.3	0.7	1.1
○	寄附金	1	59	52	203	7	38	2	19	160	96	0.5	0.5	0.6
○	繰入金	4,117	3,259	3,031	2,059	3,027	1,764	2,080	2,629	2,426	2,774	13.9	10.5	11.1
○	繰越金	1,325	1,200	4,286	1,245	1,511	1,271	1,386	1,692	1,429	1,654	8.3	14.1	12.8
△	諸収入	417	449	449	425	917	355	432	389	426	393	2.0	3.4	3.5
△	市 債	3,152	4,574	6,299	8,718	5,889	5,138	5,071	4,627	8,902	3,969	19.9	13.9	15.8
合	計	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	65,618	66,776	68,529	75,832	70,415	352.4	365.8	376.7
	自主財源比率	64.6	59.6	60.6	52.4	54.4	53.9	54.0	54.6	49.8	54.1	54.1	59.2	56.5
	一般財源比率	72.1	67.1	67.3	66.9	67.5	68.5	67.9	67.1	61.6	65.4	65.4	63.9	62.7

※「自主」欄の「○」はその科目が主に「自主財源」で、「△」はその科目が「自主財源」と「依存財源」の両方で構成されていることをそれぞれ示しています。また、「一般」欄の「○」はその科目が主に「一般財源」で、「△」はその科目が「一般財源」と「特定財源」の両方で構成されていることをそれぞれ示しています。

※税連動交付金の内訳は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金です。

※自主財源比率及び一般財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

◎歳入決算額は前年度を大きく下回りました

平成28年度の歳入決算額は、704億1,500万円(対前年度比54億1,700万円・7.1%減)となりました。

主要な項目ごとに見てみると、まず、基幹的収入である**市税**は、過去最高の315億5,400万円(対前年度比1億3,500万円・0.4%増)となりました。

税連動交付金は、東京都における地方消費税収入の減少に伴い、地方消費税交付金が減少したことなどにより、43億1,700万円(対前年度比8億400万円・15.7%減)となりました。

地方交付税は、合併算定替の終了などにより、30億600万円(対前年度比6億9,100万円・18.7%減)となりました。

国庫支出金と**都支出金**は、国や東京都の施策に左右されやすい、依存財源・特定財源の代表的なものですが、交付の対象となる臨時福祉給付金事業費や保育所の整備事業費補助金などの増加により、国庫支出金は119億2,800万円(対前年度比3億8,700万円・3.4%増)、都支出金は86億2,200万円(対前年度比2億5,000万円・3.0%増)となりました。

繰入金は、27億7,400万円(対前年度比3億4,800万円・14.3%増)となりました。繰入金は、特別会計からの繰入金と基金からの繰入金とに大別できますが、平成28年度は、財政調整基金からの繰入金が増となったことなどにより、基金繰入金は増となりました。また、後期高齢者医療特別会計からの繰入金が増となったことなどにより、特別会計からの繰入金も増となりました。

市債は、借入の対象となる普通建設事業費が減少したことなどにより、39億6,900万円(対前年度比49億3,300万円・55.4%減)となり、大きく減少しました。

◎自主財源比率、一般財源比率ともに増となりました

自主財源比率とは、歳入に占める自主財源の割合です。平成28年度は、54.1%で対前年度比4.3ポイント増となりました。その主な要因は、自主財源である市税などの増加や、依存財源である市債や税連動交付金が減少したことなどがあげられます。

一般財源比率とは、歳入に占める一般財源の割合です。平成28年度は、65.4%で対前年度比3.8ポイント増となりました。これは、税連動交付金が減少したことなどにより、一般財源自体は減少したものの、特定財源としての市債が減となったことなどにより、特定財源が一般財源以上に減少したことが要因です。

3 市税

収入額は7年連続で増加し、過去最高の315億円台に到達 徴収率は過去最高を更新

市税は、地方公共団体の行政運営に要する一般的な経費を賄うために、法律や市条例の定めるところにより、地域内の住民、企業などから納めていただく税金です。地方公共団体の政策に係る経費は、その地方公共団体の財源で賄うことが原則であり、市税はその中心となるものです。

		(単位:百万円、%)										(単位:千円、%)		
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	都内26市
決 算 額	個人市民税	14,787	14,982	14,620	13,949	13,889	14,137	14,219	14,405	14,615	14,679	73.5	76.0	73.2
	法人市民税	2,046	2,152	1,044	1,505	1,684	1,856	1,648	1,717	1,873	1,664	8.3	13.5	11.2
	固定資産税	10,430	10,487	10,812	11,001	11,107	10,795	11,052	11,301	11,426	11,687	58.5	67.8	68.1
	軽自動車税	73	75	76	77	78	79	81	83	85	107	0.5	0.7	0.9
	市たばこ税	899	876	836	870	960	955	1,050	1,034	1,023	998	5.0	5.3	5.7
	都市計画税	2,254	2,262	2,294	2,324	2,391	2,472	2,515	2,565	2,397	2,418	12.1	12.8	12.2
	合計	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	30,294	30,565	31,107	31,419	31,554	157.9	177.0	172.7
徴収率	95.1	95.7	95.2	95.3	95.8	96.1	96.4	96.9	97.3	97.8	97.8	97.9	97.8	

※数値は現年課税分と滞納繰越分(課税年度の属する歳入年度内に納付されなかった市税)の合算額です。
 ※徴収率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。
 ※類似団体の中には、本市において歳入実績のない税目があるため、合計額と内訳は合致しません。

◎個人市民税と固定資産税で市税収入全体の8割を占めています

市税は、歳入に占める割合が最も大きく、かつ、全額が一般財源であることから、最も重要で貴重な歳入といえます。その内訳を見てみると、個人市民税が最も大きく、次いで、固定資産税、都市計画税、法人市民税と続きます。なかでも個人市民税と固定資産税が全体の約8割を占めるのに対して、法人市民税が1割に満たないことが特徴として挙げられます。

◎景気が回復基調にあるものの、市税の確保は引き続き楽観視できない状況です

平成28年度の市税収入は、315億5,400万円(対前年度比1億3,500万円・0.4%増)となり、7年連続で増加し、過去最高となりました。

税目ごとに見てみると、**個人市民税**については、雇用環境の改善による納税義務者の増加などにより、146億7,900万円(対前年度比6,400万円・0.4%増)となりました。**法人市民税**については、税率引下げの影響が平年度化したことや主要法人の動向などにより、16億6,400万円(対前年度比2億900万円・11.2%減)となりました。

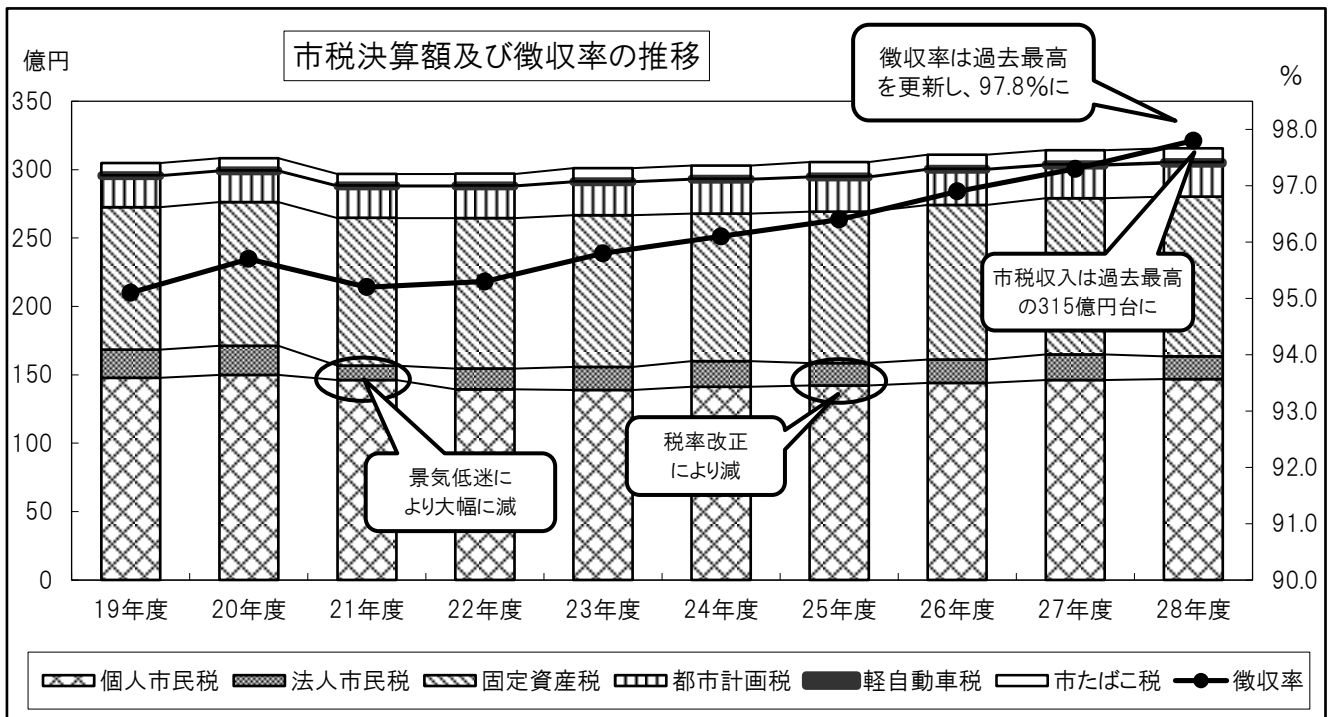
また、**固定資産税**については、新築家屋の増加などにより、116億8,700万円(対前年度比2億6,100万円・2.3%増)となりました。**都市計画税**についても、同様の理由から24億1,800万円(対前年度比2,100万円・0.9%増)となりました。

その他の税目を見てみると、**軽自動車税**については、税率の引上げと軽四輪車の登録増により、1億700万円(対前年度比2,200万円・25.9%増)となった一方で、**市たばこ税**については、健康志向の高まりをうけ、9億9,800万円(対前年度比2,500万円・2.4%減)となりました。

市税収入については、今後も景気回復による伸びが期待されるものの、税制改正や景気動向など先行き不透明な面も多いことから、決して楽観視できる状況ではありません。



西東京市では、市税の現状について市民の皆様にご覧いただくために「市税白書」を作成しています。市税は、財政とは切り離せない重要なものです。市税白書では、各税目ごとの課税額、納税義務者数の推移や、インターネット公売といった徴収率向上に向けた取組の紹介など、より詳細なデータを掲載しています。市のホームページ上でダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。



◎過去10年間の推移は…

過去10年間の推移を見てみると、まず、**個人市民税**は、平成18年度から平成20年度にかけて老年者控除の廃止や所得税(国税)からの税源移譲などといった税制改正の影響もあって増加しました。その後は、個人所得の低迷による影響を受け、減少を続けていましたが、平成24年度から5年連続で増加しました。

法人市民税は、特に景気等に大きく左右されるという特徴があり、近年では平成21年度に大きく落ち込みました。その後、徐々に回復してきていましたが、税率改正の影響で平成25年度は減少しました。平成26年度から景気の回復により増加しましたが、平成28年度は前述したとおり、税率改正の影響や主要法人の動向により減となりました。

固定資産税は、土地や家屋などの固定資産を所有している人に対して課税される税です。そのため、景気などに左右されることのない比較的安定した財源とされています。土地と家屋については3年ごとに評価替えが行われます。

都市計画税は、都市計画事業を行うために課税される目的税であり、地方税法で定められた制限税率(0.3%)の範囲内で、地域の実情に応じて条例で税率を定め、都市計画事業の需要を踏まえ、3年ごとに見直しを行います。平成24年度は税率改正の影響で増加し、その後は新築家屋の増などにより増加が続いていましたが、平成27年度は税率を引き下げたことにより減となりました。しかし、平成26年度から収税額が都市計画事業費を上回りましたので、上回った分については、基金に積立てを行うことで、後年度の都市計画事業の財源として活用していきます。

◎徴収率は過去最高を更新しました

徴収率は、平成21年度を除き、毎年度上昇傾向にあります。平成28年度も対前年度比0.5ポイント増の97.8%となり、過去最高を更新しました。この間、本市では、高額滞納者の整理を含む滞納整理を強化してきました。こうした効果もあって、徴収率が向上してきたことに加え、滞納額そのものも圧縮されてきています。

～ちょっとブレイク～

◎もしも徴収率が100%だったら?! ～徴収率0.1ポイントがいかに大きいか～

平成28年度の市税徴収率は、97.8%でした。さて、この徴収率がもしも100%だったとしたら、いくらぐらいの違いになるのでしょうか?

平成28年度の市税収入実績額は、315億5,400万円でした。しかし、課税額は、322億5,800万円でしたので、徴収率が100%だと仮定すると、収入が7億400万円も増えることとなります。これを徴収率0.1ポイントあたりに換算すると3,226万円にもなります。

表には載っていませんが、合併当初の平成12年度の徴収率は89.9%でしたので、平成28年度にはそこから7.9ポイントも増加しています。もしも、いまだに89.9%だったと仮定した場合と比較すると、その差は25億4,900万円にもなります。このように、徴収率向上に向けた努力を積み重ね、着実に徴収率を上げていくことは、非常に大きな影響額として表れてくるのです。



4 地方交付税

合併算定替の終了や基準財政収入額の増により、 普通交付税は5年連続減少

地方交付税は、地域間の財源の不均衡を調整して均衡化し、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、国が財源を保障することを目的として交付される一般財源です。

地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があります。

【普通交付税】…交付税総額の94%を財源

◎標準的に算定された「財源不足」に対して交付されます

普通交付税は、地方公共団体ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」を算出し、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体に交付されます。基準財政需要額とは、その地方公共団体の自然的・地理的・社会的条件において標準的に行われる行政経費とされています。また、基準財政収入額は、標準的な一般財源として収入される経費とされています。

平成28年度における都内26市の算定結果は、平成27年度と比較して交付団体が1市減少し16市、不交付団体が1市増加し10市となりましたが、本市は引き続き交付団体でした。

	(単位:百万円)										(単位:千円)		
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	都内26市
地方交付税	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	5,015	4,476	4,204	3,697	3,006	15.0	3.3	8.4
普通交付税	2,128	2,140	2,288	4,253	4,807	4,590	4,045	3,832	3,328	2,668	13.4	2.8	7.4
特別交付税	368	392	401	431	513	426	431	372	370	337	1.7	0.5	1.0
臨時財政対策債	1,782	1,669	2,590	4,426	3,573	3,663	3,688	3,071	2,150	2,212	11.1	2.9	4.8
合計	4,278	4,202	5,279	9,111	8,893	8,679	8,164	7,275	5,847	5,218	26.1	6.2	13.2
財政力指数	0.969	0.969	0.968	0.936	0.902	0.870	0.872	0.877	0.888	0.898	0.898	1.042	1.001

※平成23年度からの特別交付税には、『震災復興特別交付税』が含まれています。

※各年度の財政力指数は、当該年度を含めた直近3ヶ年の平均です。また、本市における指数は、一本算定によるものです。

※各年度の臨時財政対策債は「発行可能額」であり、実際の「発行額」(P11「5 市債」を参照)とは額が異なる年度があります。

※財政力指数についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の加重平均により算出したものです。

◎普通交付税額は前年度に引き続き減となりました

普通交付税は、26億6,800万円(対前年度比6億6,000万円・19.8%減)となりました。

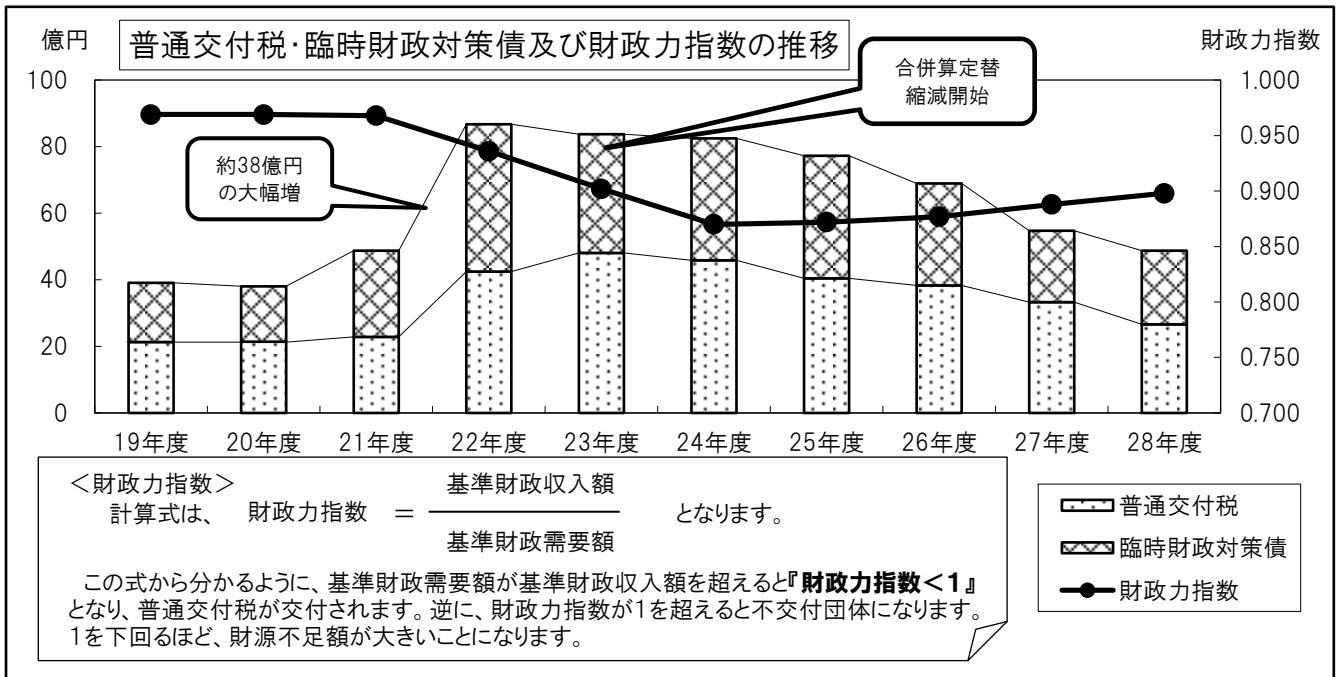
基準財政需要額は、合併算定替が終了し、一本算定による算定となったものの、公債費や生活保護費の増、合併団体に限って加算される「支所に要する経費」が増となったことなどにより、全体では増となりました。一方で、**基準財政収入額**も、利子割交付金や市町村民税(所得割)の減などがありました。前年度に引き続き、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増、固定資産税(家屋)の増などにより、全体では増となりました。基準財政需要額の増を基準財政収入額の増が上回ったことから、普通交付税は減となりました。

住民1人当たりの決算額を都内類似団体と比較してみると、本市の普通交付税は都内類似団体の約4.8倍、都内26市の約1.8倍となっています。

【特別交付税】…交付税総額の6%を財源

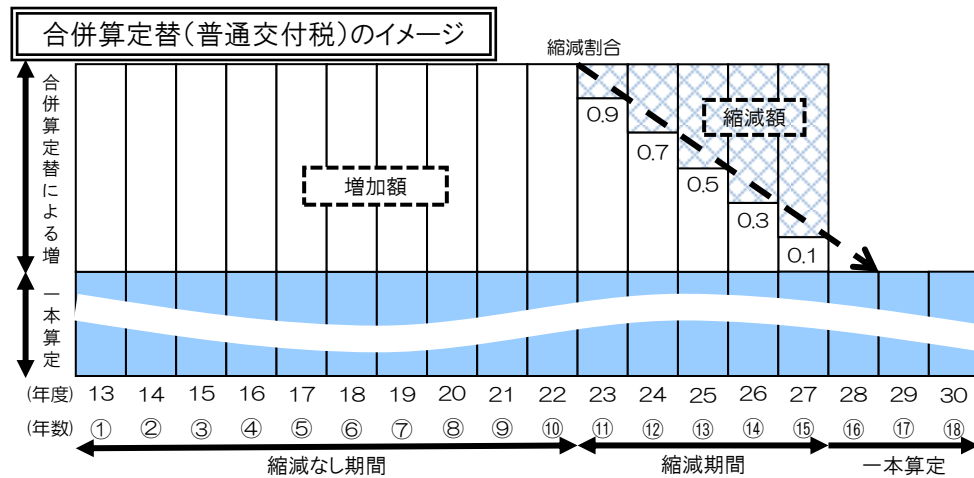
◎普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対して交付されます

特別交付税は、普通交付税に算入されない地方公共団体ごとの特殊事情や、災害などにより発生した財政負担などを補うために交付されます。平成28年度は、新たに公営企業基礎年金拠出金や個人番号カード多目的利用に係る経費のほか、統一的な基準による地方公会計整備に要する経費が対象となったことなどによる増がありました。耐震改修事業や市町村民立病院に係る対象経費の減などにより、3億3,700万円(対前年度比3,300万円・8.9%減)となりました。



◎合併算定替が終了しました

合併算定替は、合併後の一定期間に限り『普通交付税額が、合併をしなかった場合に交付される額よりも少なくなることはないよう』保障する特例措置です。本市の場合、合併からの10年間は、合併算定替



による普通交付税の増加額は、全額保障されて交付を受けてきました。11年目となった平成23年度以降は合併算定替により上乗せ交付されている割合は段階的に縮減され、15年目である平成27年度が最終年度となりました。そして、平成28年度には、本来、西東京市として算定される額（一本算定）が交付されました。

～ちょっとブレイク～

◎「基準財政需要額」ってなに!?

全国の地方公共団体はそれぞれ、位置や面積、気候も異なりますし、人口数やその平均年齢も違えば、中心産業、学校数、医療費など、その状況は多様です。そういった各団体の諸条件を考慮しつつ、一定の算式で分野ごとに計算し合計したものが基準財政需要額です。つまり「全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービス」を各自治体が提供するために必要な金額です。これは、各地方公共団体の実際の予算額でも決算額でもありません。

具体的な金額を見てみましょう。

平成28年度の本市の小学校費の基準財政需要額は、9億800万円でした。これは、普通交付税の算定において、西東京市という団体が全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービスを提供するには、小学校費の支出分は9億800万円であろう、ということです。しかし、この額はあくまで一定の算式に当てはめて計算した理論上の額ですので、実際の支出額とは異なるわけです。事実、平成28年度に一般財源（国・都支出金等の特定財源を除いたもの）で支出した本市の小学校費は11億9,500万円でした。



そもそも、交付税はどのような分野にも使える一般財源であり、使う目的が定まっている特定財源ではありません。このようなことから、基準財政需要額とは、普通交付税を算定するための理論上の支出額であり、算入された各分野の額が、その分野に実際に使われるということではないのです。

また、「平成の大合併」を踏まえ、平成26年度からは、基準財政需要額の中の「支所に要する経費」など、合併団体ゆへの財政需要に着目した加算がされています。

5 市債

普通債借入額は減少 借入額に占める臨時財政対策債の割合は増加

市債とは、地方債のうち市が発行するもので、複数年度にわたって償還(返済)するものを言い、いわゆる「借金」のことです。市債には、目的に応じた様々なメニューがありますが、大別すると、公園、都市計画道路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補填する建設地方債(普通債)と、国策により生じた財源不足を補填する地方債の2種類があります。

(単位:百万円、%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市債借入額	3,152	4,574	6,299	8,718	5,889	5,138	5,071	4,627	8,902	3,969	4,982	7,462	5,316
地方債区分別													
減収補填債			1,068										
臨時財政対策債	1,782	1,669	2,590	4,046	3,573	3,663	3,688	3,071	2,050	2,212	2,497	2,327	2,224
合併特例債	969	2,063	808	2,867	118								
普通債	401	842	1,834	1,805	2,198	1,475	1,383	1,557	6,852	1,757	2,485	5,135	3,092
参考													
交付税算入見込額	2,460	3,113	3,956	6,053	3,655	3,663	3,688	3,071	2,050	2,212	2,497	2,327	2,224
交付税算入見込額を除いた市債借入額	691	1,461	2,343	2,665	2,234	1,475	1,383	1,557	6,852	1,757	2,485	5,135	3,092
起債制限比率	7.0	7.0	6.5	6.2	6.0	6.2	6.5	6.7	6.6	6.3	5.8	5.6	5.6
実質公債費比率	4.1	3.7	2.9	2.2	1.2	0.6	0.4	0.1	0.0	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.1

※平成19年度から平成28年度までは決算額、平成29年度は9月補正予算額、平成30年度以降は総合計画(実施計画)から推計しています。

※平成23年度の合併特例債借入額は、平成22年度からの繰越分です。

※交付税算入見込額は、各年度の合併特例債借入額の70%、臨時財政対策債借入額、減収補填債及び臨時税収補填債借入額の全額、減収補填債借入額の75%のみを合計した推計値であり、各年度の実算入額とは異なります。

◎市債借入額は、前年度から49億3,300万円減少しました

平成28年度の市債借入額は39億6,900万円(対前年度比49億3,300万円・55.4%減)となりました。そのうち、臨時財政対策債(22億1,200万円、前年度比1億6,200万円・7.9%増)は、借入額全体の55.7%を占め、前年度より32.7ポイント上昇しました。

◎市債借入額に対する交付税算入額が多いのが特徴です

市債のメニューによっては、借入後の普通交付税の算定において、元利償還金の一定割合が、基準財政需要額に算入されるものがあります。中でも、臨時財政対策債はその全額が算入されるため、平成28年度の交付税算入額を除いた市債借入額は、約18億円となります。

◎市債の借入額や内容は年度ごとに違っています

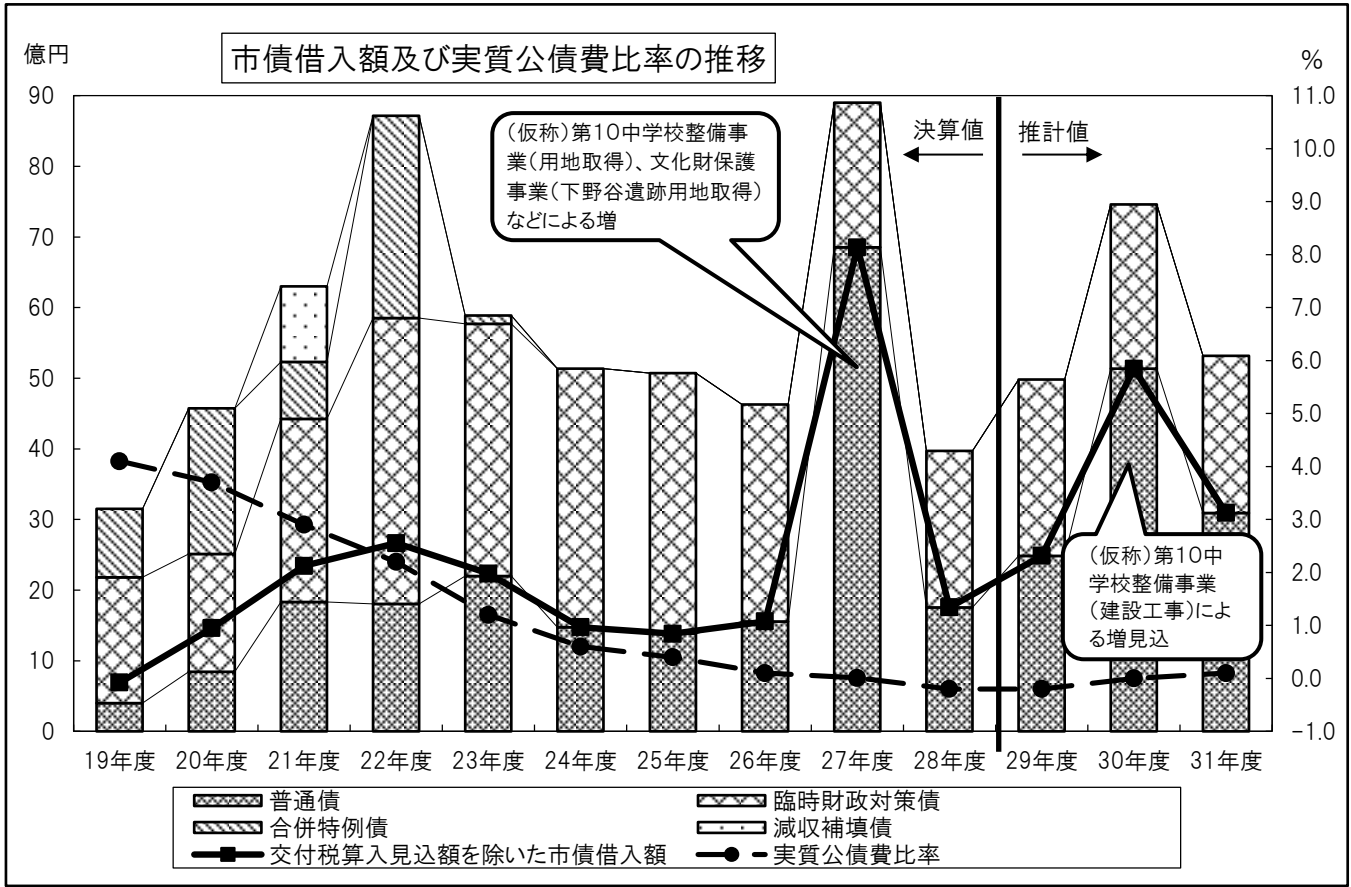
市債借入額の推移を見ると、事業の進捗に合わせて借入れを行っていることから、借入総額やその内訳は毎年度異なっていることがわかります。平成23年度以降は、新市建設計画の終了に伴い、合併特例債はその役割を終え、臨時財政対策債が大きな割合を占めています。

<平成28年度における類似団体との比較> (単位:千円、%)

	西東京市	都内類似団体平均	都内26市平均
住民1人当たり市債借入額	19.9	13.9	20.2
交付税算入見込額を除いた住民1人当たり市債借入額	8.8	11.0	11.0
実質公債費比率	△ 0.2	0.5	0.7

住民1人当たり市債借入額は、都内類似団体平均を上回りますが、交付税算入見込額を除くと下回ります。これは、交付税算入見込額の大きな臨時財政対策債が借入額全体に占める割合が大きいためです。

なお、実質公債費比率は、都内類似団体平均、都内26市平均を下回っています。



◎実質公債費比率は早期健全化基準を大きく下回っています

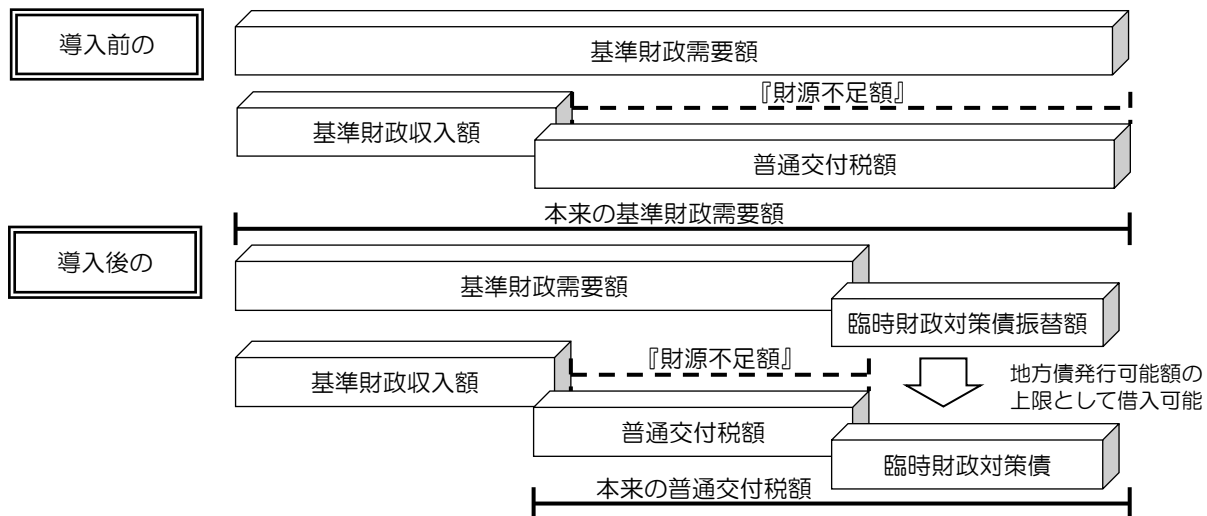
平成28年度の実質公債費比率は△0.2%となっており、早期健全化基準である25.0%を大きく下回っています(P41「財政健全化法」を参照)。

～ちょっとブレイク～

◎臨時財政対策債ってなに？

地方交付税制度は、本来、国が地方の財源不足額を全額保障する制度です。そのため国は、予算が不足する場合には、借金(国債等の発行)をして必要額を確保してきました。しかし、地方の財源不足額の増加に伴って、借金で補う額が増加し、国だけでは対応しきれなくなったため、時限的に地方にも負担してもらうことにしました。これをいわゆる「折半ルール」といい、この地方が負担する分が「臨時財政対策債」です。このことから分かるように「臨時財政対策債」は普通交付税の代替なのです。

「臨時財政対策債」は、平成13年度から導入されています。この制度は、『本来の基準財政需要額』から地方公共団体ごとに算出された「臨時財政対策債振替額」を除いた額を基準財政需要額とするもので、その分普通交付税額は減少します。そのため、地方公共団体は、減少した普通交付税の代替として、この「臨時財政対策債振替額」を発行可能額の上限額として「臨時財政対策債」を借り入れることができ、のちに発生する償還額の全額が基準財政需要額に算入されます。



6 歳出(目的別経費)

教育費が大幅に減少 民生費は引き続き増加、公債費は一時的に増加

目的別経費は「行政目的」に応じて歳出の内容を分類するもので、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。この分類によって、地方公共団体のどのような部門・事業に経費が使われているかが分かります。

(単位:百万円)

(単位:千円)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	都内26市
目的別経費	総務費	8,017	7,716	10,763	7,179	7,491	5,815	6,274	6,876	7,010	6,541	32.7	40.7	43.0
	民生費	22,393	23,046	24,768	31,384	29,606	30,635	31,543	33,153	34,615	35,696	178.7	177.2	177.6
	うち社会福祉費	5,835	5,656	6,513	7,699	6,723	7,218	7,385	8,092	8,690	8,730	43.7	47.3	47.0
	うち老人福祉費	4,119	4,423	4,477	4,886	4,837	4,845	5,118	5,162	5,414	5,406	27.1	24.3	24.3
	うち児童福祉費	8,536	8,799	8,875	13,051	11,721	11,513	11,593	12,442	12,862	13,839	69.3	71.0	71.6
	うち生活保護費	3,903	4,168	4,903	5,745	6,321	7,056	7,448	7,455	7,649	7,720	38.6	34.6	34.7
	衛生費	5,217	5,037	5,138	5,052	5,693	5,241	5,038	5,146	5,229	5,108	25.6	27.2	29.4
	土木費	6,344	7,084	7,375	7,154	7,103	6,186	5,427	4,884	5,631	4,886	24.5	31.1	34.5
	消防費	2,394	2,409	2,357	2,503	2,525	2,375	2,297	2,333	2,416	2,335	11.7	12.5	13.4
	教育費	7,121	7,434	6,558	6,277	6,895	6,489	6,470	6,512	11,603	6,585	33.0	38.5	40.5
	公債費	4,769	4,922	5,296	5,496	5,885	6,248	6,726	6,866	6,370	6,474	32.4	19.3	20.2
	その他	1,219	1,189	1,390	1,490	1,475	1,244	1,309	1,329	1,304	1,121	5.6	6.8	7.3
		合計	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	65,084	67,100	74,178	68,746	344.1	353.3

※「その他」の内訳は、議会費、労働費、農林水産業費、商工費、災害復旧費、諸支出金の合計を言います。

◎目的別で見る平成28年度の特徴点と主な事業費

総務費 ……人件費、庁舎・公共施設の維持管理経費など行政運営に要する経費

前年度に実施した庁内情報システムの更新及び平成27年国勢調査が皆減となったことなどにより、全体では65億4,100万円(対前年度比4億6,900万円・6.7%減)となりました。

主な事業費は、庁舎維持管理費(3億1,100万円)、情報システム運営管理事業費(2億3,300万円)、こもればホール運営管理費(1億6,900万円)などがあります。

民生費 ……生活保護費や、障害者・高齢者などへの福祉、子育て支援に要する経費

待機児童対策の推進や、障害関係の扶助費の増加、特別会計への財源補填などにより、全体では356億9,600万円(対前年度比10億8,100万円・3.1%増)となりました。

主な事業費は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金(71億3,400万円)、生活保護費(70億7,900万円)、自立支援介護給付・訓練等給付費(29億3,900万円)、児童手当等支給事業費(28億9,600万円)、保育所運営委託・助成事業費(25億1,700万円)などがあります。

衛生費 ……健康診断などの健康づくりや、ごみ処理などの環境保全に要する経費

B型肝炎ワクチンの法定接種化などにより予防接種事業費が増となったものの、みどり基金への積立ての減や塵芥収集車購入の皆減などにより、全体では51億800万円(対前年度比1億2,100万円・2.3%減)となりました。

主な事業費は、柳泉園組合・東京たま広域資源循環組合への負担金(13億2,600万円)、塵芥収集事業費(6億8,500万円)、リサイクル推進事業費(5億9,100万円)、予防接種事業費(4億3,500万円)、健康診断事業費(2億7,500万円)、昭和病院分担金(2億1,700万円)などがあります。

土木費 ……道路の新設・改良や都市計画など、まちづくりに要する経費

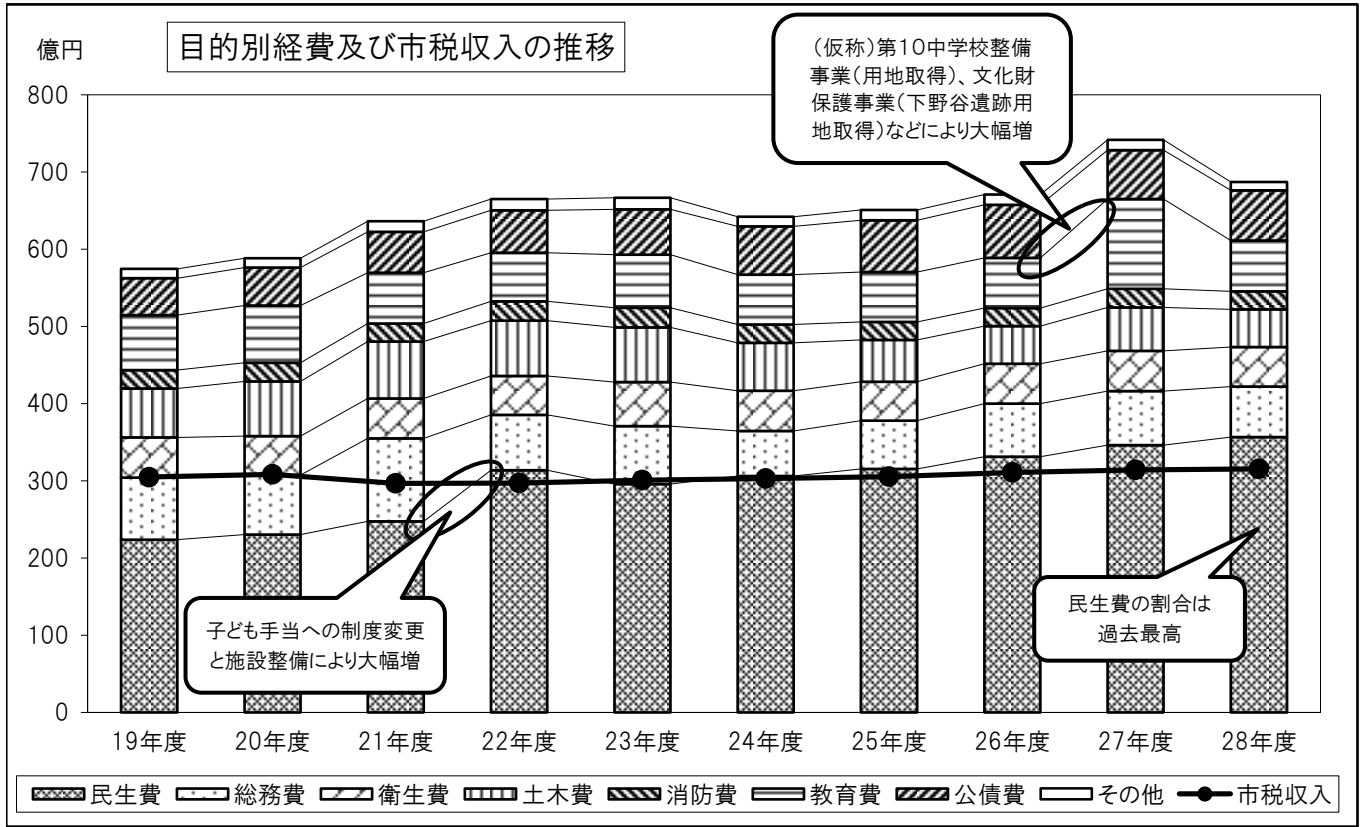
都市計画道路3・4・21号線整備事業費などの増はあったものの、(仮称)ひばりが丘三丁目緑道公園整備事業費や特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修事業費の減などにより、全体では48億8,600万円(対前年度比7億4,500万円・13.2%減)となりました。

主な事業費は、都市計画道路3・4・21号線整備事業費(15億9,500万円)、下水道事業特別会計繰出金(6億円)、下保谷四丁目特別緑地保全事業費(3億6,900万円)などがあります。

教育費 ……小・中学校、図書館、公民館、スポーツ施設などに要する経費

平成27年度に実施した(仮称)第10中学校や下野谷遺跡の用地取得が皆減となったことなどから、全体では65億8,500万円(対前年度比50億1,800万円・43.2%減)となりました。

主な事業費は、小学校に関する経費(21億2,100万円)、中学校に関する経費(8億7,400万円)、公民館・図書館の運営管理費(8億2,400万円)、体育施設の運営管理費(3億5,500万円)などがあります。

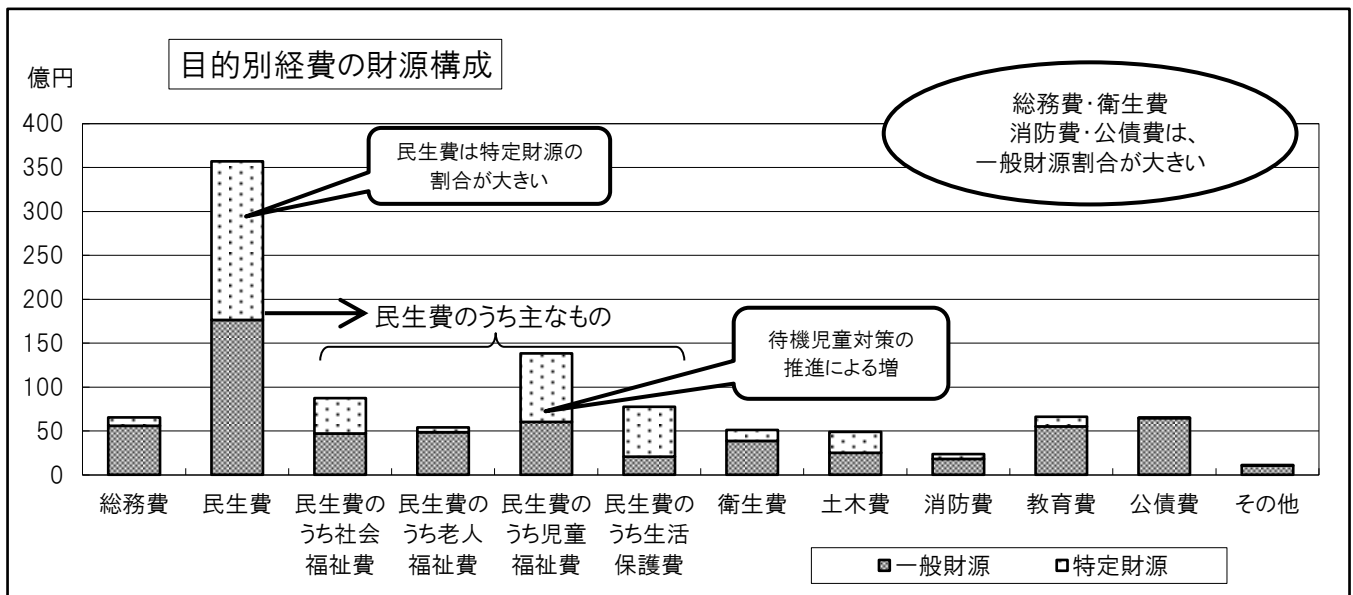


◎歳出全体に占める民生費の割合が増加しています

過去10年間の推移を見ると、平成24年度から民生費が市税収入を上回りました。平成28年度における歳出全体に占める民生費の割合は、前年度より5.2ポイント上昇し、過去最高となる51.9%になりました。

◎実際の目的別支出額と一般財源の充当額は異なります

目的別経費を一般財源・特定財源別で見てみると、生活保護費や、児童手当、障害者関係扶助費など国や東京都の負担割合が高い事業が数多くある民生費は、他の目的別経費に比べて特定財源の割合が高くなっており、特に生活保護費と児童福祉費においては、特定財源が一般財源を上回っています。



7 歳出(性質別経費)

義務的経費が再び増加、引き続き市税収入を上回る

性質別経費とは、行政目的に関わらず経済的性質によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、公債費といった「義務的経費」と、普通建設事業費などの「投資的経費」などがあります。

例えば、人件費などの義務的経費の割合が低く、投資的経費などの伸縮可能で臨時的な経費の割合が高いほど、財政運営においては余力があるとされ、このような状況を『財政の弾力性が大きい』と言います。反対に、義務的経費の割合が高く、投資的経費の割合が低い場合は『財政が硬直化している』状況にあると言われています。

(単位:百万円)

(単位:千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	都内26市
義務的経費	26,296	26,012	27,335	30,835	32,838	33,047	34,268	35,479	35,326	36,338	181.9	176.9	182.6
人件費	11,986	11,159	11,093	10,874	10,919	10,166	10,251	10,310	10,000	10,170	50.9	51.1	51.7
うち職員給	7,433	7,252	7,163	6,799	6,622	6,435	6,393	6,336	6,232	6,357	31.8	33.4	33.3
扶助費	9,542	9,931	10,946	14,464	16,035	16,633	17,290	18,303	18,956	19,693	98.6	106.5	110.8
公債費	4,769	4,922	5,296	5,496	5,885	6,248	6,726	6,866	6,370	6,474	32.4	19.3	20.2
投資的経費	5,073	6,278	5,947	7,908	5,849	5,089	4,354	4,420	10,205	4,691	23.5	33.3	38.3
普通建設事業費	5,073	6,278	5,922	7,892	5,742	5,089	4,354	4,420	10,205	4,691	23.5	33.3	38.3
災害復旧費			25	16	107								
その他の経費	26,104	26,548	30,363	27,792	27,987	26,097	26,462	27,201	28,648	27,717	138.7	143.1	144.9
物件費	8,806	9,013	10,100	10,157	10,190	10,454	10,405	10,849	11,291	10,937	54.7	53.4	54.1
補助費等	6,913	6,834	10,009	6,749	6,546	6,702	6,719	6,835	7,372	7,462	37.3	35.0	35.0
繰出金	8,148	7,798	8,119	8,459	8,251	7,657	7,672	7,666	7,890	7,789	39.0	39.1	40.3
その他	2,237	2,903	2,135	2,426	2,999	1,283	1,666	1,852	2,095	1,529	7.7	15.3	15.5
歳出合計	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	65,084	67,100	74,178	68,746	344.1	353.3	365.8

※「その他」の内訳は、「維持補修費」、「積立金」、「投資及び出資金・貸付金」です。

<義務的経費>・・・前年度比2.9%増、平成28年度決算に占める割合52.9%

人件費・・・職員給料・諸手当、特別職及び議員報酬、委員会委員等報酬など

職員数の増や選挙に伴う時間外勤務手当の増に伴う職員給の増、退職者の増による退職金の増などにより、101億7,000万円(対前年度比1億7,000万円・1.7%増)となりました。

扶助費・・・社会保障制度の一環として市民に直接給付する費用。現金、物品、サービスの支給

扶助費は増加し続け、この10年間で倍以上になりました。平成28年度は、196億9,300万円(対前年度比7億3,700万円・3.9%増)となり、歳出全体に占める割合が4分の1を超えています。その要因としては、待機児童対策による保育関係や障害関係の経費の増などがあります。

公債費・・・市債の元利償還金(借金の返済金)及び一時借入金利息

公債費は、これまでの合併特例債、臨時財政対策債などの借入れに伴い、増加傾向にありました。平成27年度は減税補填債の償還が進んだことなどにより、減となりましたが、平成28年度は、新たな臨時財政対策債の償還が始まったことなどにより、64億7,400万円(対前年度比1億400万円1.6%増)となりました。試算では、今後は減少すると推計しています。

<投資的経費>・・・前年度比54.0%減、平成28年度決算に占める割合6.8%

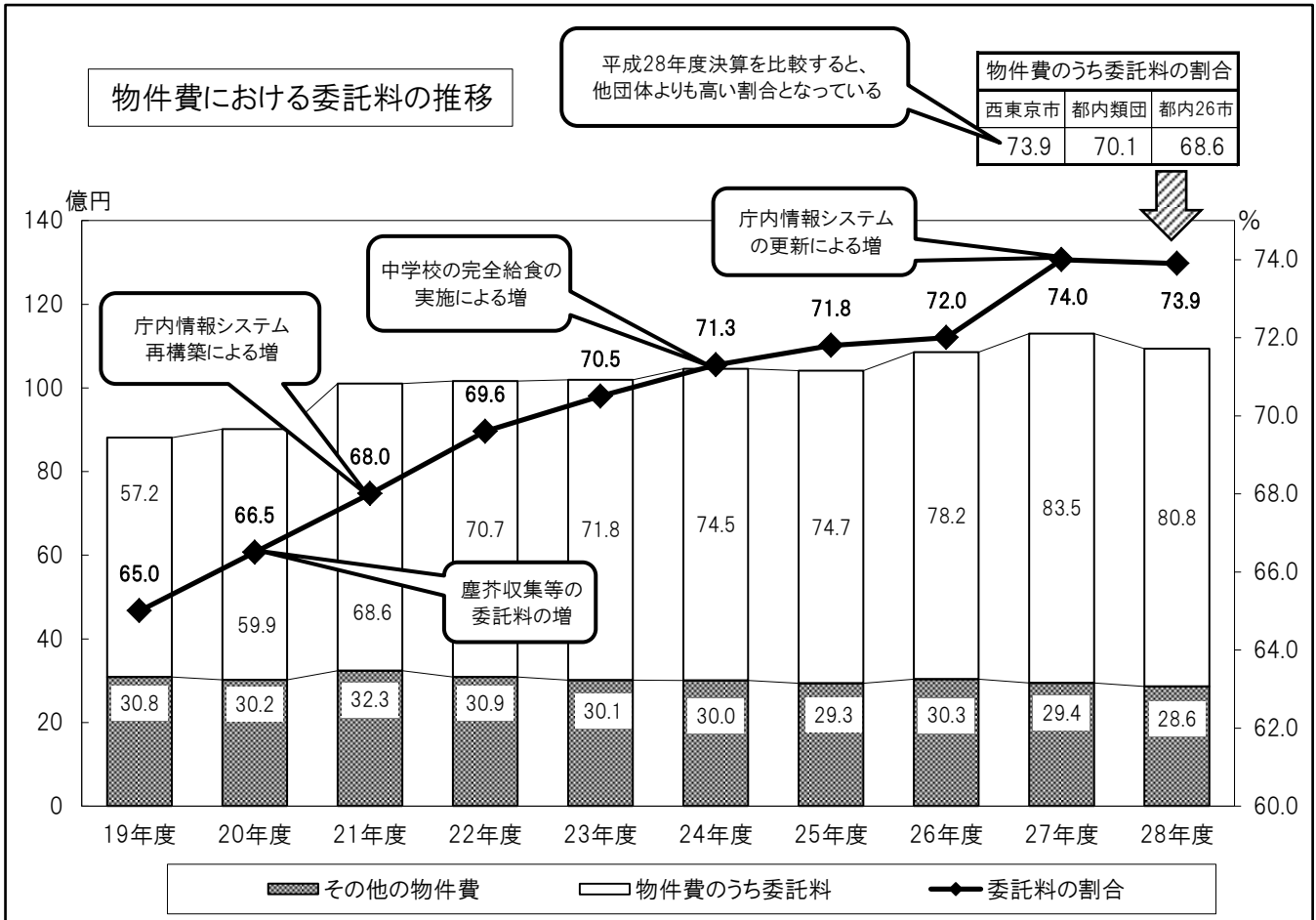
普通建設事業費・・・道路整備や、施設の建設などに係る経費

平成28年度は、民間保育所の施設整備補助や道路整備事業における用地取得などを行いました。前年度の用地取得が大きく影響し、全体では46億9,100万円(対前年度比55億1,400万円・54.0%減)となり、大幅減となりました。

<その他の経費>…前年度比3.2%減、平成28年度決算に占める割合40.3%

物件費 …委託料や物品の購入、臨時職員の賃金など

庁内情報システムの更新によるシステム再構築委託料や統合情報システム構築運用委託料、街路灯のLED化に伴い電気料が減となったことなどから、109億3,700万円(対前年度比3億5,400万円・3.1%減)となりましたが、歳出全体では、15.9%と扶助費に次いで大きな割合を占めています。特に委託料については、平成28年度は微減となったものの、物件費に占める割合が増加傾向にあります。これは、行革において委託化を推進してきたこともあり、やむを得ない面もありますが、今後の推移には注意が必要です。また、公共施設の総量抑制を推進することで、施設にかかる維持管理コストを抑制することも必要になります。



～ちょっとブレイク～

◎公共施設にかかる経費

市には、行政サービスを提供する施設として、色々な種類の公共施設があります。これらの公共施設にかかる経費は、大きく2種類に分けられます。一つは、建物や附属設備のメンテナンスや、建物の管理委託料などの「建物」を維持管理するために必要な経費です。もう一つは、行政サービスを提供するための「運営」にかかる経費です。「運営」にかかる経費は、施設の種類や規模によって内容も様々ですが、具体的に保育園を例に挙げると、保育士にかかる人件費のほか、光熱水費、遊具の購入、給食を提供するための調理機器や食材にかかる費用などが、保育というサービスを提供するために必要な経費です。

また、サービスの提供そのものを民間事業者へ委託した場合でも、「建物」を維持管理する経費は市が負担します。

本市は平成13年の合併以降、保有する建物面積は約13%増加しました。これは合併特例債等を活用し、新規施設の積極的な整備をした背景があります。今後は、待機児童対策などの社会保障関係経費の増加による「運営」にかかる経費の増加や、老朽化に伴う「建物」にかかる経費の増加も見込まれることから、公共施設の効率のかつ適正な配置を進めることで、経費を抑えていくことが課題です。



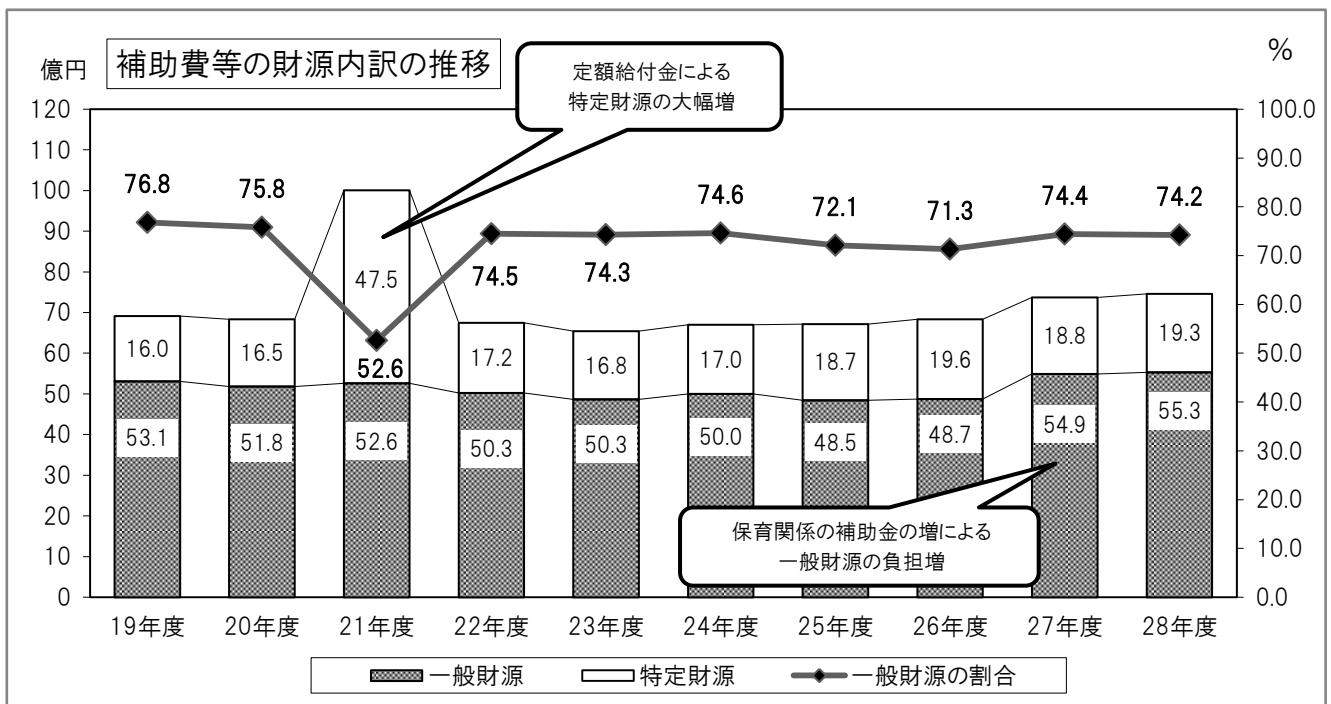
補助費等

…一部事務組合や加入団体などへの負担金、市が交付する各種補助金など

待機児童対策に係る市内保育施設の整備が進み定員が増加したことによる保育関係の補助金の増などにより、74億6,200万円(対前年度比9,000万円・1.2%増)となりました。このうち、市民や民間事業者などに対して市が交付する補助金など(表中Dの金額)は、市民消費喚起事業が皆減となったため前年度より減となったものの、全体の約37%を占め、その割合も増加傾向にあります。市が交付する補助金などは、国や東京都の施策によるものも多く、市の負担に対して国や東京都の補助金が交付される場合も多くありますが、対象となる事業が拡大することによって、一般財源負担も比例して増える傾向があります。

(単位:百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
補助費等	6,913	6,834	10,009	6,749	6,546	6,702	6,719	6,835	7,372	7,462
A 国・東京都に対するもの	2,166	2,168	2,074	2,160	2,149	2,165	2,058	2,090	2,098	2,160
B 一部事務組合に対するもの	1,906	1,892	1,856	1,743	1,728	1,658	1,585	1,548	1,473	1,452
C 加入団体等に対するもの	406	89	77	90	78	51	53	57	64	58
D 市が交付する補助金など	1,886	1,886	4,933	2,058	1,960	2,017	2,134	2,285	2,780	2,751
E その他	548	800	1,069	699	630	811	890	855	956	1,041



繰出金

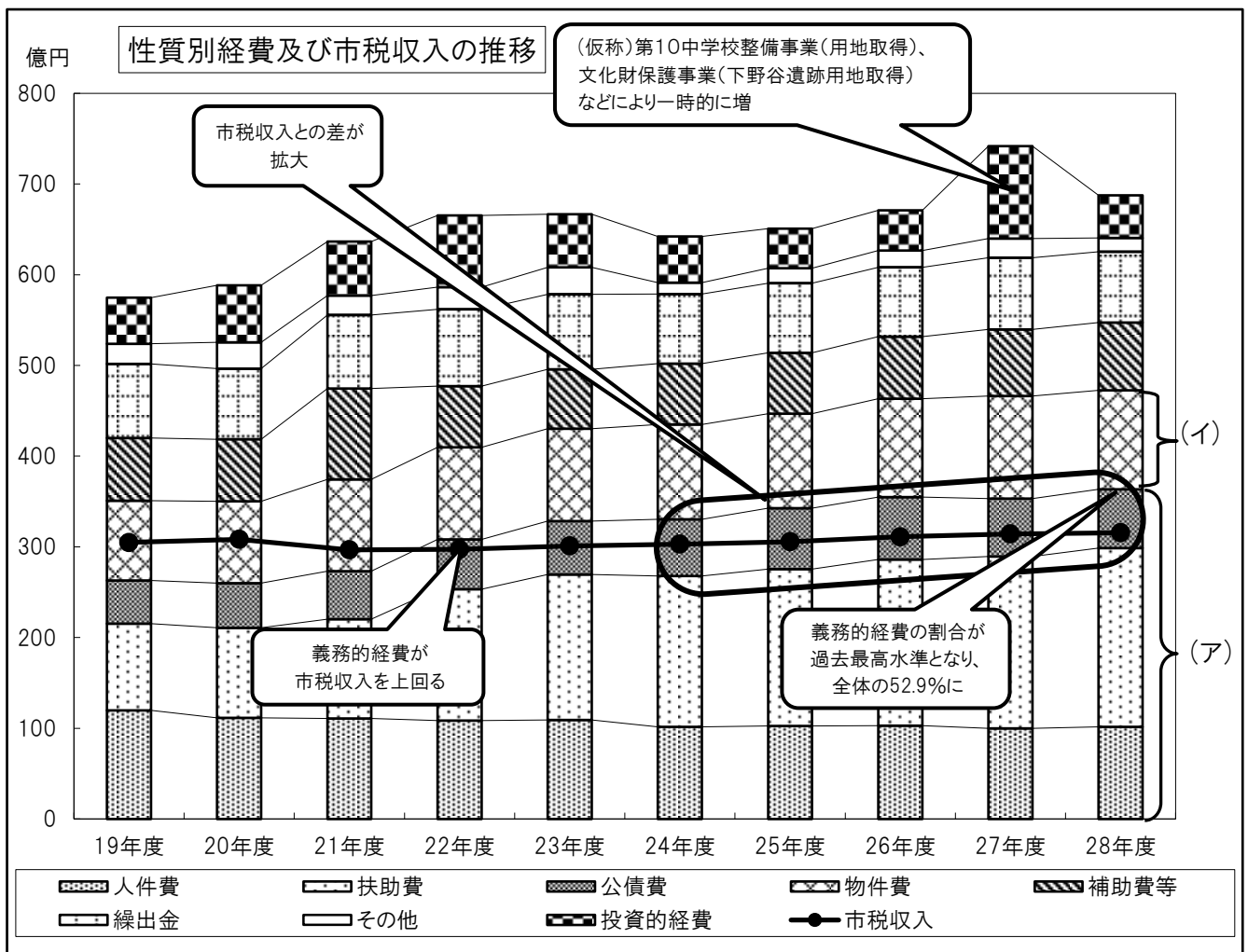
…一般会計から特別会計への繰出金

介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金が増となったものの、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金が減となったことにより、77億8,900万円(対前年度比1億100万円・1.3%減)となりました。これは、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計における保険給付費の増などにより繰出金が増となる一方、下水道事業特別会計の公債費の減などにより、繰出金が減となりました。

(単位:百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
繰出金	8,148	7,798	8,119	8,459	8,251	7,657	7,672	7,666	7,890	7,789
国民健康保険特別会計	2,574	2,034	2,507	2,953	2,602	2,757	2,651	2,730	2,896	2,814
下水道事業特別会計	2,407	2,211	2,120	1,877	1,543	1,160	1,152	800	700	600
介護保険特別会計	1,404	1,522	1,576	1,626	1,736	1,871	1,971	2,086	2,254	2,276
後期高齢者医療特別会計		1,412	1,458	1,637	1,708	1,771	1,788	1,937	1,891	1,989
その他特別会計	1,763	619	459	366	662	97	110	113	149	110

※後期高齢者医療特別会計は平成20年度に創設しました。

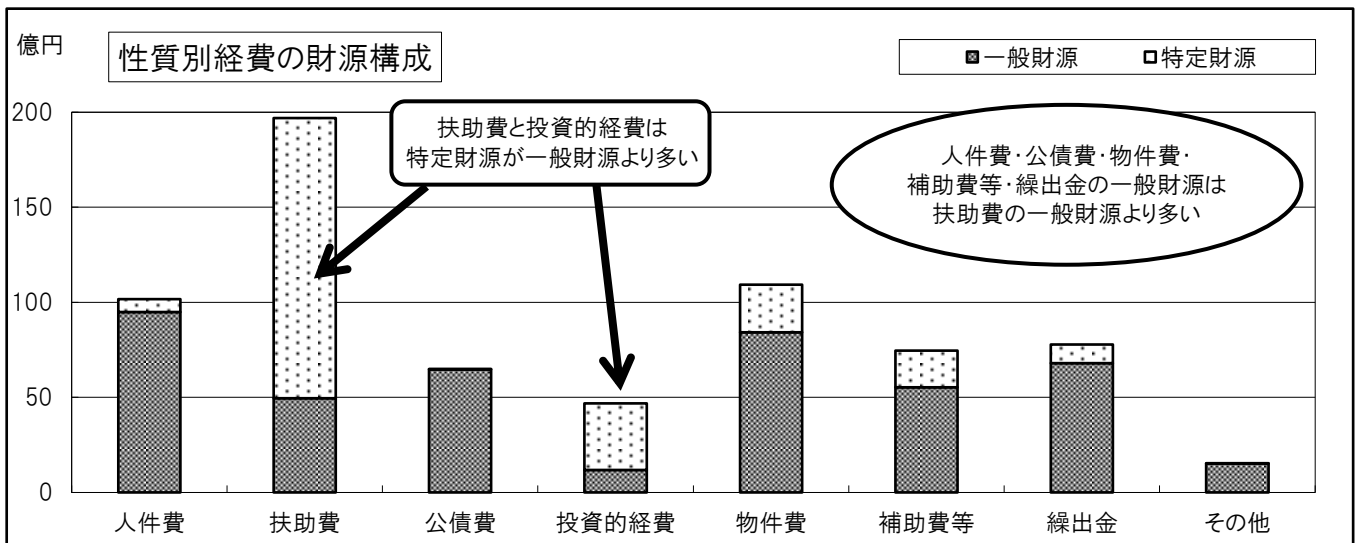


◎義務的経費が7年連続で市税収入を上回り、その差が広がっています

過去10年間の推移を見ると、義務的経費((ア)の部分)は平成21年度から増加傾向にあり、平成22年度以降、市税収入を上回り、その差も増加傾向にあります。また、物件費((イ)の部分)は平成19年度以降徐々に増加していますが、平成28年度はやや減少しました。

◎実際の性質別支出額と一般財源の充当額は異なります

性質別経費の財源構成を見ても、市税をはじめとする一般財源が、どの経費に多く使われているかがわかります。扶助費では多額の支出があるものの、負担割合に応じて国や東京都から特定財源を多額に得ているため、一般財源の占める割合が低いことが分かります。財政の弾力性を大きくしていくためには、一般財源が多く使われている経費に着目し、それらを減らしていくことが効果的です。



8 公債費

公債費は一時的に増加、公債費比率は適正な水準で推移

公債費は、市債の元金及び利子などの償還費のことで、いわゆる『借金返済のための費用』です。原則として普通会計においては、市税などの一般財源により支払われ、また、人件費や扶助費と同様に市の財政の都合などにより一方的に削減することができない費用(義務的経費)であるため、この金額が増加すると財政の硬直化を招くこととなります。

(単位:百万円、%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
公債費合計 (一時借入金利子を除く)	5,885	6,247	6,726	6,866	6,369	6,474	5,956	5,950	5,624	5,318	4,982	4,739
元利別												
元金償還額	5,089	5,489	6,023	6,234	5,808	5,988	5,555	5,586	5,279	4,991	4,665	4,417
利子支払額	795	758	703	632	561	486	401	364	344	327	317	321
地方債区分別												
減税補填債及び 臨時税収補填債	854	853	853	851	358	355	353	289	207	182	153	124
減収補填債	14	147	146	144	142	140	138	137	135	0		
臨時財政対策債	1,228	1,355	1,599	1,815	1,944	2,136	2,337	2,590	2,624	2,764	2,817	2,698
合併特例債	2,260	2,316	2,635	2,571	2,534	2,511	1,787	1,323	863	590	80	0
普通債	1,529	1,577	1,495	1,484	1,392	1,332	1,340	1,612	1,794	1,783	1,933	1,916
参考												
交付税算入額	3,806	3,962	4,364	4,575	4,266	4,435	4,094	3,882	3,529	3,360	2,914	2,732
交付税算入額を 除いた公債費	2,079	2,285	2,362	2,311	2,103	2,038	1,861	2,068	2,094	1,958	2,068	2,007
公債費比率	6.2	6.8	7.1	7.1	6.5	6.3	5.6	5.8	5.8	5.4	5.6	5.4
公債費負担比率	12.8	13.9	14.8	14.9	13.6	14.1	12.9	12.7	11.9	11.3	10.6	10.0

※平成28年度までは決算額、平成29年度は決算見込を反映し、平成30年度以降の推計に反映しています。

※平成29年度から平成34年度までの公債費負担比率は、平成28年度決算における一般財源総額を用いて推計しています。

◎公債費は前年度から1.6%増加しました

平成28年度の公債費(一時借入金利子を除く)は、64億7,400万円(対前年度比1億500万円・1.6%増)となりました。これは、平成27年度で償還が終了した元利償還額よりも、平成24年度に借り入れた臨時財政対策債などの元金の償還が始まったことで元金償還額が増となったことなどにより、平成28年度の元利償還額が増となりました。

◎公債費に対する交付税算入額が多いことが特徴です

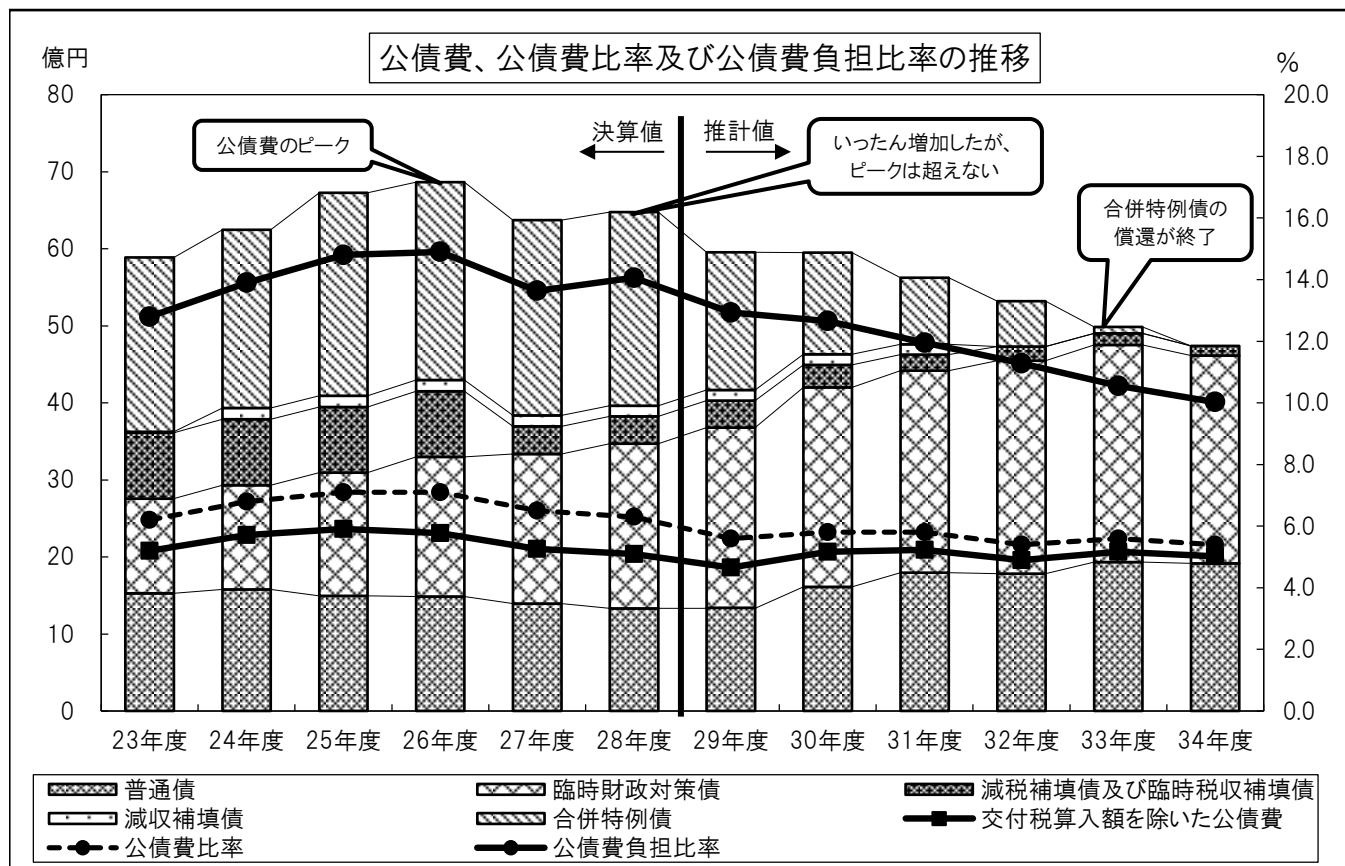
本市では、合併以降、新市建設計画に基づく社会資本の整備については、合併特例債を活用してきました。また、一般財源を確保する目的で、普通交付税の代替である臨時財政対策債を活用してきたため、類似団体等と比較すると、公債費は多い傾向にあります。しかし、市債の償還にあたっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減収補填債では75%、減税補填債や臨時財政対策債では100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、これらを除いた公債費は、平成28年度で約20億円と見込んでいます。

<平成28年度における類似団体との比較>

(単位:千円、%)

	西東京市	都内類似 団体平均	都内26市 平均
住民1人当たり 元利償還額	32.4	19.3	20.2
交付税算入額を除いた 住民1人当たり元利償還額	6.7	3.5	3.2
公債費比率	6.3	2.4	2.2

住民1人当たり元利償還額、交付税算入額を除いた住民一人当たり元利償還額及び交際費比率ともに、都内類似団体平均、都内26市平均を大きく上回っています。



◎公債費は今後減少していく見込みです

最新の試算では、平成26年度(68億6,600万円)にピークを迎え、平成28年度はピークを超えない範囲で増加しましたが、その後は、減少していく見込みです。なお、合併特例債は、平成33年度に償還が終わります。

◎公債費比率は引き続き適正な水準で推移します

公債費比率は、公債費に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を言い、おおむね10%以下が適正な水準とされています。平成28年度の公債費比率は6.3%で、前年度より0.2ポイント減少しました。今後、公債費は合併特例債の償還が進み、公債費総額も減少していく見込みです。それに伴い、基準財政需要額に算入される公債費も減少していくため、交付税算入額を除いた公債費は平成28年度と同水準で推移する見込みです。そのため、基準財政需要額に算入される公債費を除いて計算される公債費比率も平成28年度同様、適正な水準で推移する見込みです。

◎公債費負担比率は今後減少していく見込みです

公債費負担比率は、一般財源総額のうち、公債費の元利償還金等に充てられた一般財源に占める割合を言い、一般的に15%が警戒水準、20%が危険水準とされています。平成28年度の公債費負担比率は14.1%で、前年度より0.5ポイント増加しました。公債費負担比率は、平成28年度に若干増加しましたが、平成26年度のピークを越えることはなく、今後は、再び減少が続く見込みです。

～ちょっとブレイク～

◎市はなぜ借金をするの？

市が借金をする目的には、事業の財源を確保すること以外に、道路や公共施設など将来の世代も利用するものについて、現在の利用者だけでなく、将来の利用者にも負担してもらうことで、「世代間の負担の公平化」を図るという目的があります。

市が市債という形で返済期間が1年以上にわたる借入れをすれば、必ず公債費という形で借金の返済をすることになりますが、この公債費はその年の税金を財源としていますので、道路や公共施設の建設時に市に住んでいなかった場合でも、その後に市の住民となり市税を納めることによって、利用する施設にかかった経費を間接的に負担していることになります。

このような側面から、自治体の財政力にかかわらず、どの自治体でも多かれ少なかれ市債の借入れを行っているのが現状です。



9 公営企業会計・公営事業会計への繰出金

財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

公営企業会計・公営事業会計は、独立採算制の適用が可能な性格をもつ事業について、地方財政状況調査において普通会計から区分した想定上の会計区分です(特別会計の設定とよく似ていますが区分が若干異なります。)。平成28年度において、公営企業会計は下水道事業会計や介護サービス事業会計など、公営事業会計は国民健康保険事業会計や介護保険事業会計などが該当しました。

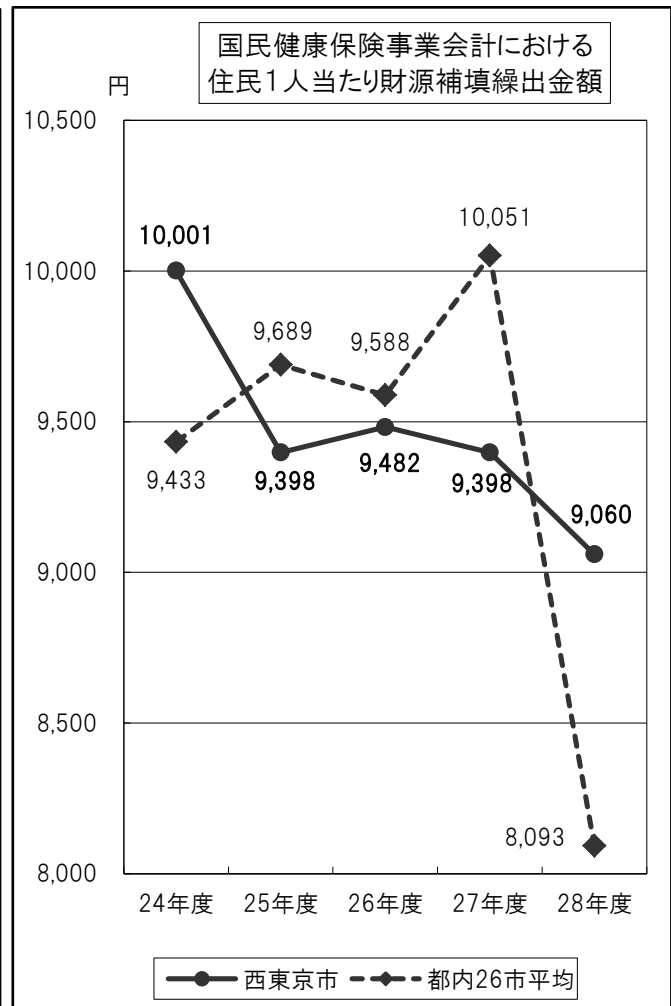
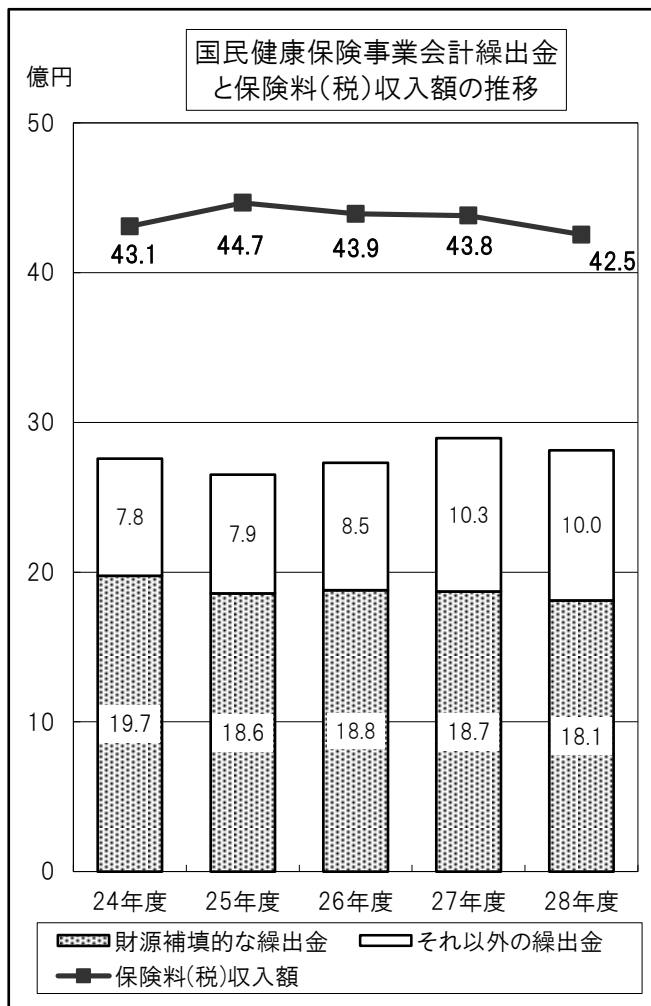
◎独立採算制の原則に反する多額の財源補填が課題となっています

公営企業会計・公営事業会計では、本来独立採算制を適用して、利用者負担により収支均衡を図るのが原則です。しかし、実際には国民健康保険事業会計や下水道事業会計については、支出を収入で賄いきれず、普通会計から多額の繰出金を支出し、財源補填を行っています。繰出金には、公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費について、定められた要件に従って補填するものと、財源不足を補填するものがあります。本市では、この財源不足を補填するための繰出金が多いことが課題となっています。

【国民健康保険事業会計】

◎国民健康保険事業会計の住民1人当たりの財源補填的な繰出金額が減少しました

平成28年度における国民健康保険事業会計の被保険者1人当たりの保険料は92,072円となり、都内26市中10番目に高く、都内26市平均89,475円を上回りました。一方で、住民1人当たりの財源補填的な繰出金は、9,060円(対前年度比338円・3.6%減)となりましたが、都内26市平均8,093円を上回りました。



※各数値は地方財政状況調査から作成しています。

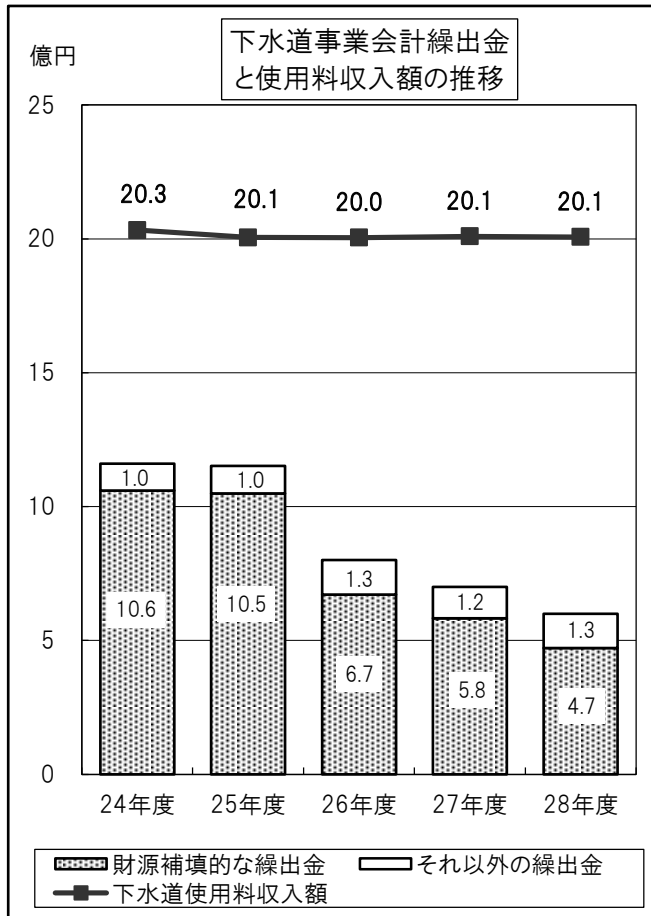
【下水道事業会計】

◎使用料収入は横ばい、経費回収率は改善しています

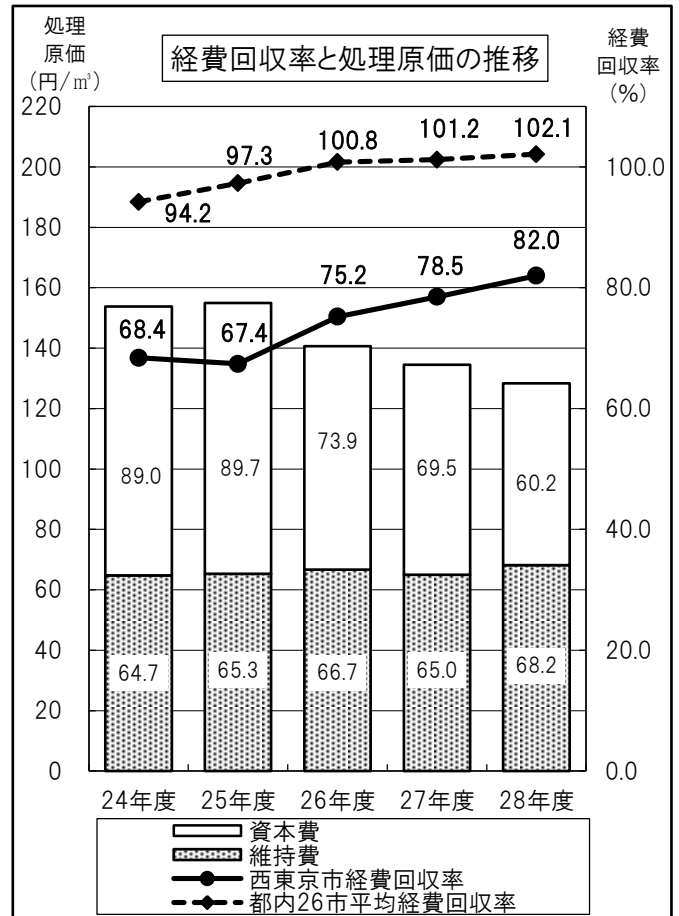
平成28年度における下水道事業会計は、**使用料収入**が前年度とほぼ同程度の20億689万円となっています。有収水量(使用料収入の対象となる汚水量)は、人口増加による増加要因はあるものの、節水型社会の進展や、大口利用者である企業などの有収水量の減少により、今後も、横ばいあるいは徐々に減少していくものと考えられます。

経費回収率は、下水道事業債の償還がさらに進んだことから、前年度比3.5ポイント増の82.0%と徐々に改善してきています。しかし、26市平均と比べるとまだ低い位置にあり、依然として使用料収入だけでは汚水の処理費用を賄いきれず、普通会計から財源補填的な繰入れを行っている状況が続いています。

また、今後、下水道の管きよの改築・更新時期を控え、多額の事業費がかかるものと想定されます。事業費を平準化するなど、計画的に事業をすすめていく必要があります。



※各数値は公営企業決算統計から作成しています。



※経費回収率: 汚水処理費100円当たりの使用料収入割合、

都内26市平均経費回収率は、加重平均により算出

※維持費: ポンプ場の運転経費等の維持管理経費や利子償還金など

※資本費: 施設整備費や元金償還金など

～ちょっとブレイク～

◎下水道の固定資産の減価償却(公営企業会計への移行)

公営企業会計と官公庁会計との異なる点に、固定資産の計上があります。

官公庁会計では、工事により築造した管きよなどは、現金を支払った年度の歳出として会計記録がなされるのに対し、公営企業会計では、固定資産として整理され減価償却費として費用が計上されます。

固定資産は、長期間使用することで、その経済的な価値が少しずつ減少していきます。工事を行った年度に現金を支払ったとしても、それを全てその年度の費用とはせず、この価値の減少を毎年度の費用として計上したものを減価償却費といいます。減価償却費の算定は、それぞれの資産の耐用年数を把握し、その期間に取得した資産の原価を割り振ることによって算定します。

こうした手法は、公営企業会計では必ず行わなければならないものですが、事業の財務状況を的確に把握することが可能になります。

10 経常収支比率

前年度から3.3ポイント上昇 全ての性質別経常収支比率が前年度を上回る

経常収支比率は、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源等）に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に削減することができず、毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源等）の比率を示した指標です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債(特例分)}} \times 100$$

◎経常収支比率が高いほど財政構造は硬直化しています

この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズ(行政需要)に対応する余力があるといえます。逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなります。なお、適正水準は一般的に70～80%と言われていますが、現状では多くの団体で80%後半から90%台となっています。

(単位:%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
西 東 京 市	92.1	92.0	91.1	87.2	90.8	91.8	94.4	96.1	92.5	95.8
人 件 費	30.7	29.3	28.7	25.5	25.7	24.3	24.4	24.5	23.1	24.0
扶 助 費	8.2	8.3	8.5	9.7	10.2	10.7	11.8	12.1	12.6	12.7
公 債 費	13.2	13.7	14.4	14.1	15.0	16.0	17.2	17.5	15.9	16.6
物 件 費	16.7	17.1	16.9	16.7	18.6	19.0	19.5	20.1	19.1	19.2
補 助 費 等	13.0	13.2	12.4	11.6	11.4	11.4	10.8	10.7	10.5	11.2
繰 出 金	9.7	9.8	9.5	8.9	9.2	9.7	10.0	10.7	10.8	11.4
そ の 他	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
都 内 類 似 団 体 平 均	89.1	89.1	89.5	89.5	89.7	90.4	90.2	89.8	87.9	92.1
都 内 26 市 平 均	91.4	91.9	91.4	91.1	90.9	91.7	91.0	90.7	88.2	91.2
都 内 23 区 平 均	75.3	76.1	82.1	85.7	86.4	85.8	82.8	80.7	77.8	79.3

※「その他」の内訳は、「維持補修費」、「投資及び出資金・貸付金」です。

※都内26市平均は決算額の加重平均値です。

※都内23区平均は東京都特別区普通会計決算の概要(東京都総務局)による加重平均値を用いています。

(単位:百万円)

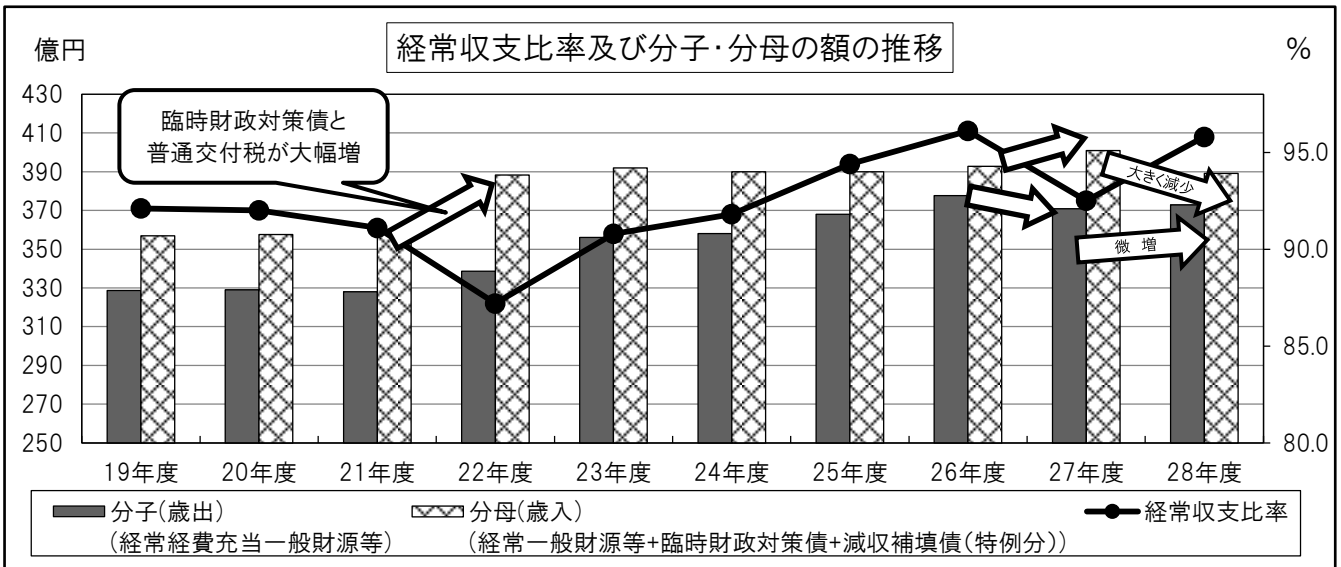
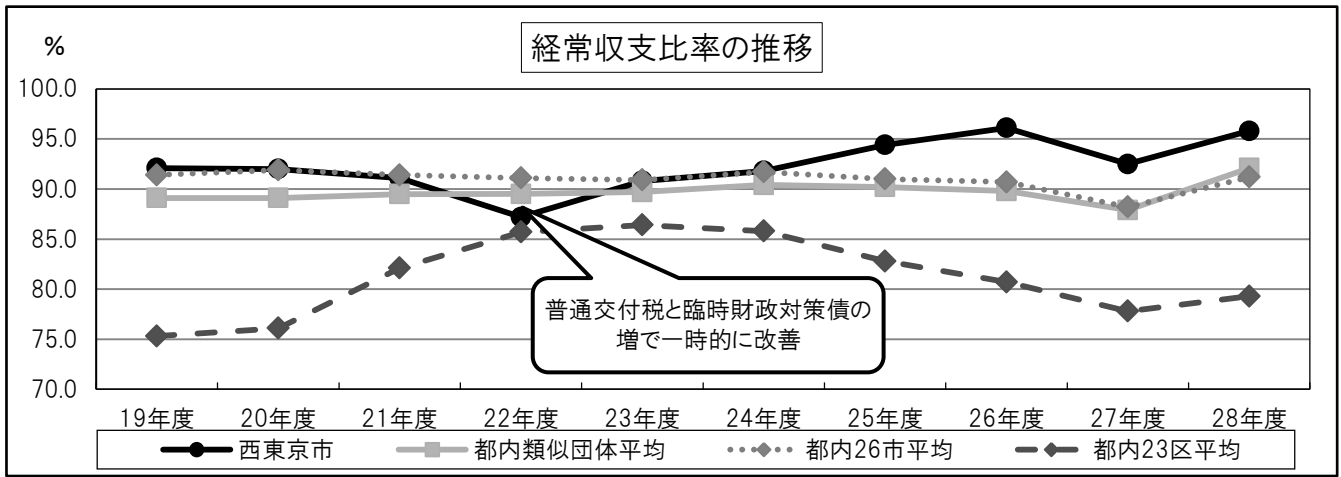
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
分子:歳出 (経常経費充当一般財源等)	32,870	32,898	32,795	33,859	35,603	35,813	36,805	37,766	37,085	37,285
分母:歳入 (経常一般財源等+臨時財政対策債+減収補填債(特例分))	35,695	35,760	36,012	38,846	39,208	39,009	39,001	39,287	40,103	38,926

◎前年度から3.3ポイント上昇しました

平成28年度の経常収支比率は95.8%となり、前年度から3.3ポイント上昇しました。

これは、分母にあたる歳入の経常一般財源等が、臨時財政対策債や地方税の増があったものの、合併算定替の終了による普通交付税の減や税連動交付金の大幅な減などにより、対前年度比11億7,700万円・2.9%の減となった一方で、分子にあたる経常経費充当一般財源等が、物件費や扶助費が減となったものの、保育関係の補助費等の増、社会保障経費にあたる介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金の増のほか、一時的に公債費が増となったことなどから、対前年度比2億円・0.5%増となったためです。

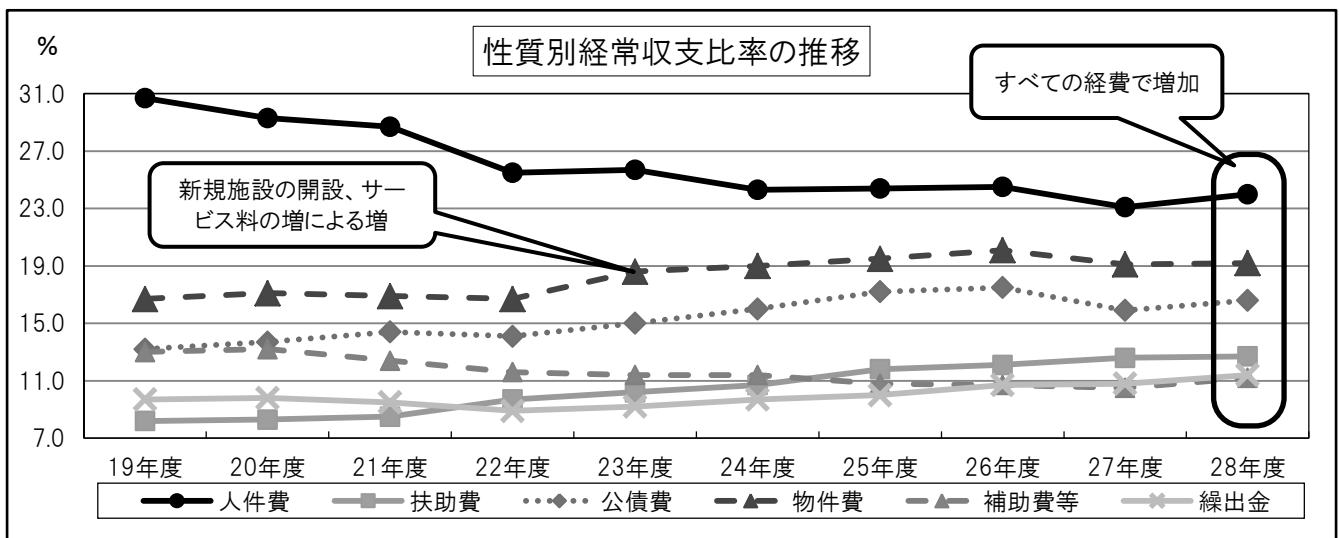
都内類似団体との比較では、平均値92.1%を3.7ポイント上回る結果となりましたが、前年度からは、その差が0.9ポイント縮小しました。



◎分母(歳入:経常一般財源等)と分子(歳出:経常経費充当一般財源)のバランスが大事です。

歳入(分母)は、地方交付税や税連動交付金などの依存財源の増減に大きく左右されます。そのため、歳入面では、市税・使用料などの自主財源を増やしていくことが大切です。

また、歳出面では、義務的経費に注視しながらも、サービスの見直しや公共施設の総量抑制などの取り組みを進めるなどし、物件費や補助費等の圧縮を図ることが大切です。



◎歳入の影響により全ての性質別経常収支比率が前年度から上昇(悪化)しました

性質別経費ごとに見ると、平成28年度は、分母となる経常一般財源等が大きく減少したため、決算額では経常経費充当一般財源等が減となった物件費や扶助費でも、性質別経常収支比率は上昇する結果となりました。

また、経費ごとの推移を見ると、人件費の経常収支比率は10年間で減少傾向にあります。それ以外の主な性質別経常収支比率は上昇傾向にあります。

【経常収支比率の視点を変えた見方】

<臨時財政対策債を除いてみると…>

通常、市の借金である市債は、臨時的な財源とされているため、経常収支比率の算定には含まれません。しかし、前述したとおり、臨時財政対策債は、本来は普通交付税として国が交付すべきお金の一部を市が借金をして負担しているものなので、普通交付税や市税などの経常一般財源等と同様に、経常収支比率の算定に含まれる財源とされています。本市では近年、臨時財政対策債の借入額が多額となる状況が続いています。臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源ではあるものの、返済が必要な借金であることには変わりはないため、これを特別扱いせずに算定した経常収支比率を用いて、財政構造の弾力性を判断する必要があります。

(単位:%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
西 東 京 市	96.9	96.5	98.1	97.3	99.9	101.3	104.2	104.3	97.5	101.6
都 内 類 似 団 体 平 均	91.5	91.1	93.8	94.3	94.1	95.4	93.7	92.8	89.5	93.5
経常収支比率(西東京市)	92.1	92.0	91.1	87.2	90.8	91.8	94.4	96.1	92.5	95.8
経常収支比率(都内類似団体平均)	89.1	89.1	89.5	89.5	89.7	90.4	90.2	89.8	87.9	92.1

※都内類似団体平均値は、各市から提出された数値などに基づき、本市が独自に試算したものです。

◎臨時財政対策債を除いた経常収支比率は前年度比4.1ポイント増となりました

臨時財政対策債を除いた経常収支比率の過去10年間の推移を見てみると、平成23年度までは増減を繰り返しながら100%を下回ってきましたが、平成24年度から平成26年度まで3年連続で100%を上回りました。平成27年度には4年ぶりに100%を下回りましたが、平成28年度には再び100%を上回る結果となりました。

◎経常収支比率と臨時財政対策債を除いた経常収支比率の差は5.8ポイントになりました

経常収支比率と臨時財政対策債を除いた経常収支比率の差は5.8ポイントとなり、前年度より0.8ポイントその差が開きました。また、その差は、都内類似団体平均の4.1倍になり、平成27年度の3.1倍から、さらにその差が大きくなっています。これは、都内類似団体中3市が不交付団体のため臨時財政対策債の借入を行っていないこと、その他の3市も財政力指数が本市よりも高いため、臨時財政対策債の借入額が少ないものと考えられます。

<国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計への財源補填的な繰出金を加えてみると…>

国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計に対しては、毎年度一般会計から多額の財源補填が行われています。国民健康保険料は、平成26年度より毎年度、下水道使用料については平成23年10月に料金の見直しを行い、市民の皆様のご協力をいただいていたところですが、いまだに多額の財源補填は継続しています。この経費については、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。計算上、経常収支比率を算定する際の支出には含まれていません。本市では、これらの財源補填的な繰出金を経常収支比率に加算した『実質経常収支比率』を用いて、財政構造の弾力性を判断しています。

(単位:%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
西 東 京 市	102.3	100.9	101.2	97.3	99.1	99.6	101.8	102.6	98.6	101.6
都 内 類 似 団 体 平 均	95.6	94.5	94.9	97.5	97.3	96.9	96.8	95.8	93.5	96.8
経常収支比率(西東京市)	92.1	92.0	91.1	87.2	90.8	91.8	94.4	96.1	92.5	95.8
経常収支比率(都内類似団体平均)	89.1	89.1	89.5	89.5	89.7	90.4	90.2	89.8	87.9	92.1

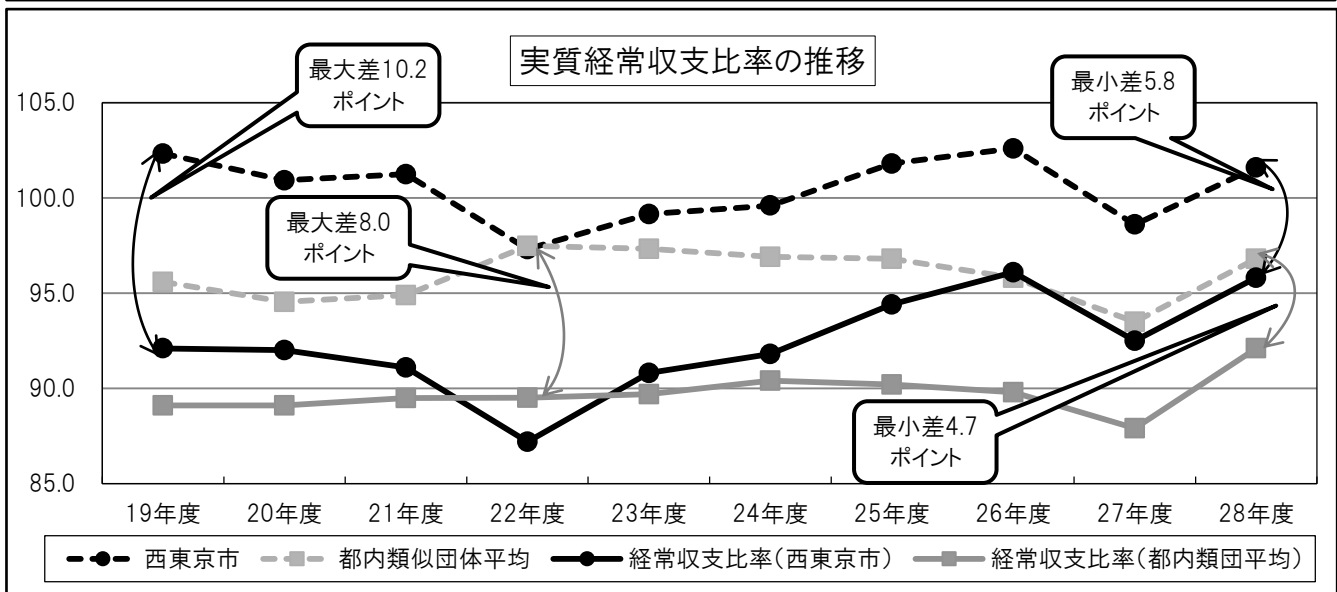
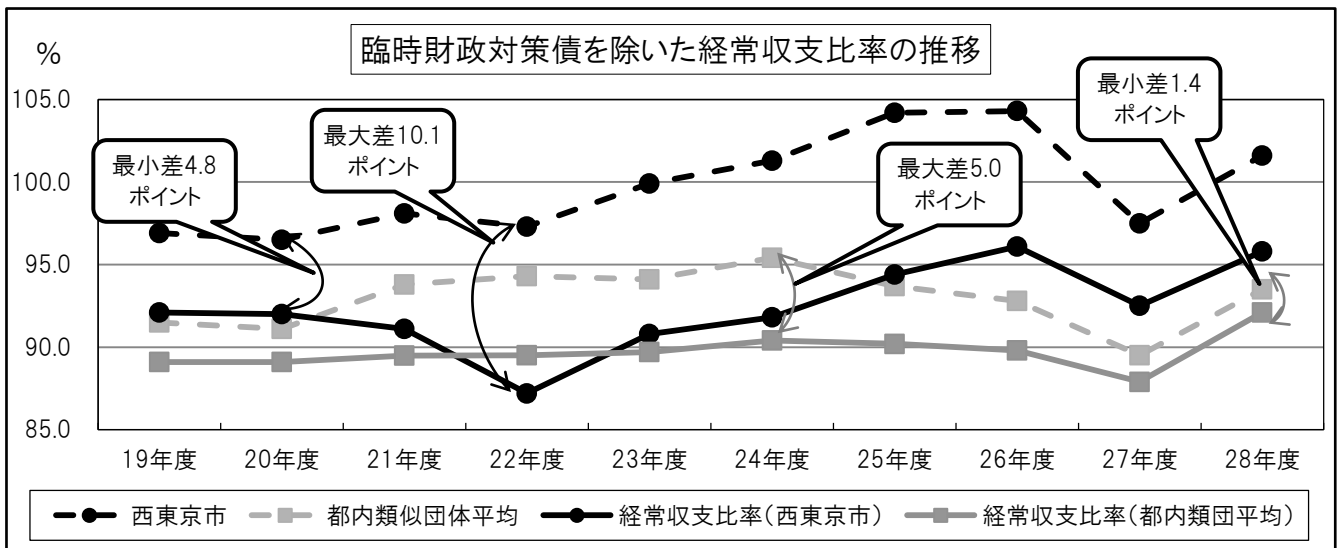
※都内類似団体平均値は、各市から提出された数値などに基づき、本市が独自に試算したものです。

◎実質経常収支比率は前年度比3.0ポイント増となりました

過去10年間の推移を見ると、実質経常収支比率は、平成21年度まで連続して100%を超過してきましたが、平成22年度には普通交付税や臨時財政対策債が増加した影響で100%を下回りました。平成23年度以降、上昇傾向に転じましたが、平成24年度に下水道事業特別会計において使用料改定を実施した効果及び公債費の減少により、平成24年度までは100%を下回ってきましたが、平成25年度と平成26年度は100%を超過しました。平成27年度には100%を下回りましたが、平成28年度は再び100%を超える結果となりました。

◎経常収支比率と実質経常収支比率の差は5.8ポイントになりました

経常収支比率と実質経常収支比率の差は5.8ポイントとなり、前年度から0.3ポイント改善しました。その差は、都内類似団体平均を上回っており、平成28年度は、平成27年度の0.5ポイント差から1.1ポイント差となり、財源補填的な繰出金が都内類似団体平均からみて多いことが分かります。



◎持続可能で自立的な自治体経営に向けた取組が必要です

経常収支比率と、臨時財政対策債を除いた経常収支比率の差が大きいことから、臨時財政対策債の借入額が、財政の弾力性に与える影響が大きいことがわかります。また、経常収支比率と実質経常収支比率の差は、他団体並みになってきているものの、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計への財源補填が財政を圧迫していることがわかります。したがって、引き続き安定的な自主財源の確保と、臨時財政対策債の借入抑制の検討や、特別会計の健全化に努め、持続可能で自立的な自治体経営に向けた取組が必要です。

～ちょっとブレイク～

◎財政の硬直化ってなに？

経常収支比率を家計に置き換えて、少し大まかな言い方をすれば、「毎年確実に入ってきて自由に使えるお金（自分の給料・家族の給料など・実家からの仕送り額）に対する、絶対に支払わなければならないお金（食費、医療費・教育費、住宅ローンなどの返済額）のほか、その他の生活費（光熱水費・税金など）と子どもへの仕送り額が占める割合」となります。

経常収支比率の適正水準は、一般的に70%から80%と言われていいますので、自由に使えるお金が100万円あった場合、絶対に支払わなければならないお金などが70万円～80万円の状況であり、20万円～30万円が自由に使えることとなります。

一方、平成28年度本市では、自由に使えるお金が100万円あった場合、絶対に支払わなければならないお金などが95万8千円あり、自由に使えるお金が4万2千円しかないこととなります。これが財政の硬直化している状態です。

財政の弾力性を増すためには、自由に使えるお金を増やすか、絶対に支払わなければならないお金を減らすかのどちらかしかないのです。



11 市債残高

普通会計の市債残高に占める臨時財政対策債の割合は、引き続き50%を超える水準で推移

市債残高とは、これまでに借り入れた市債(借金)の残高を言います。市債残高は、借入れた市債の元金のことで、利子は含めません。

(単位:百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
普通会計市債残高	50,155	50,633	52,435	56,444	57,243	56,893	55,941	54,335	57,428	55,410	55,560	57,435	57,472	
地方債区分別	減税補填債及び臨時税収補填債	7,634	6,914	6,164	5,390	4,605	3,811	3,007	2,193	1,862	1,524	1,180	896	692
	減収補填債			1,068	1,068	1,068	934	801	667	534	401	267	134	0
	臨時財政対策債	14,174	15,267	17,151	20,359	22,994	25,602	27,993	29,544	29,927	30,248	30,629	30,578	30,380
	合併特例債	16,817	17,785	17,046	18,190	16,303	14,214	11,774	9,362	6,951	4,528	2,796	1,507	662
	普通債	11,531	10,666	11,006	11,438	12,273	12,332	12,366	12,569	18,154	18,710	20,688	24,320	25,738
参考	交付税算入見込額	33,580	34,631	36,048	39,282	39,812	40,063	39,843	38,791	37,055	35,242	33,967	32,629	31,535
	交付税算入見込額を除いた市債残高	16,576	16,002	16,386	17,162	17,431	16,830	16,098	15,544	20,373	20,168	21,593	24,806	25,937
下水道事業会計市債残高	18,231	16,496	15,122	13,676	12,182	11,177	10,288	9,899	9,042	8,312	7,947	7,550	8,678	
駐車場事業会計市債残高	381	336	290	242	192	140	85	28	14					
再開発事業会計市債残高	253	69												
介護サービス事業会計市債残高	151	137	124	109	95	80	65	49	39	29	18	8		
市債残高合計	69,171	67,672	67,970	70,472	69,712	68,290	66,378	64,311	66,524	63,750	63,525	64,993	66,150	

※平成28年度までは決算額、平成29年度は決算見込額を反映し、平成30年度以降は総合計画(実施計画)から推計しています。
 ※交付税算入見込額は、各年度の合併特例債残高の70%、臨時財政対策債残高、減税補填債及び臨時税収補填債残高の全額、減収補填債残高の75%のみを合計した推計値であり、各年度の実算入見込額とは異なります。

◎普通会計市債残高は、前年度から20億1,800万円減少しました

平成28年度末の普通会計市債残高は、554億1,000万円(対前年度比20億1,800万円・3.5%減)となりました。また、公営企業会計を含めた市債残高は、637億5,000万円(対前年度比27億7,400万円・4.2%減)でした。

普通会計市債残高の内訳を見てみると、減税補填債及び臨時税収補填債、減収補填債、合併特例債の市債残高は減少し、臨時財政対策債、普通債の市債残高が増加しています。臨時財政対策債の市債残高は、平成28年度市債残高全体の54.6%を占めています。

◎普通会計市債残高に対する交付税算入見込額が多いのが特徴です

市債の償還に当たっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減収補填債では75%、減税補填債や臨時財政対策債では100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。本市では、これらの市債残高が多いため、平成28年度の普通会計市債残高約554億円に対して、交付税算入見込額を除いた市債残高は、約202億円となります。

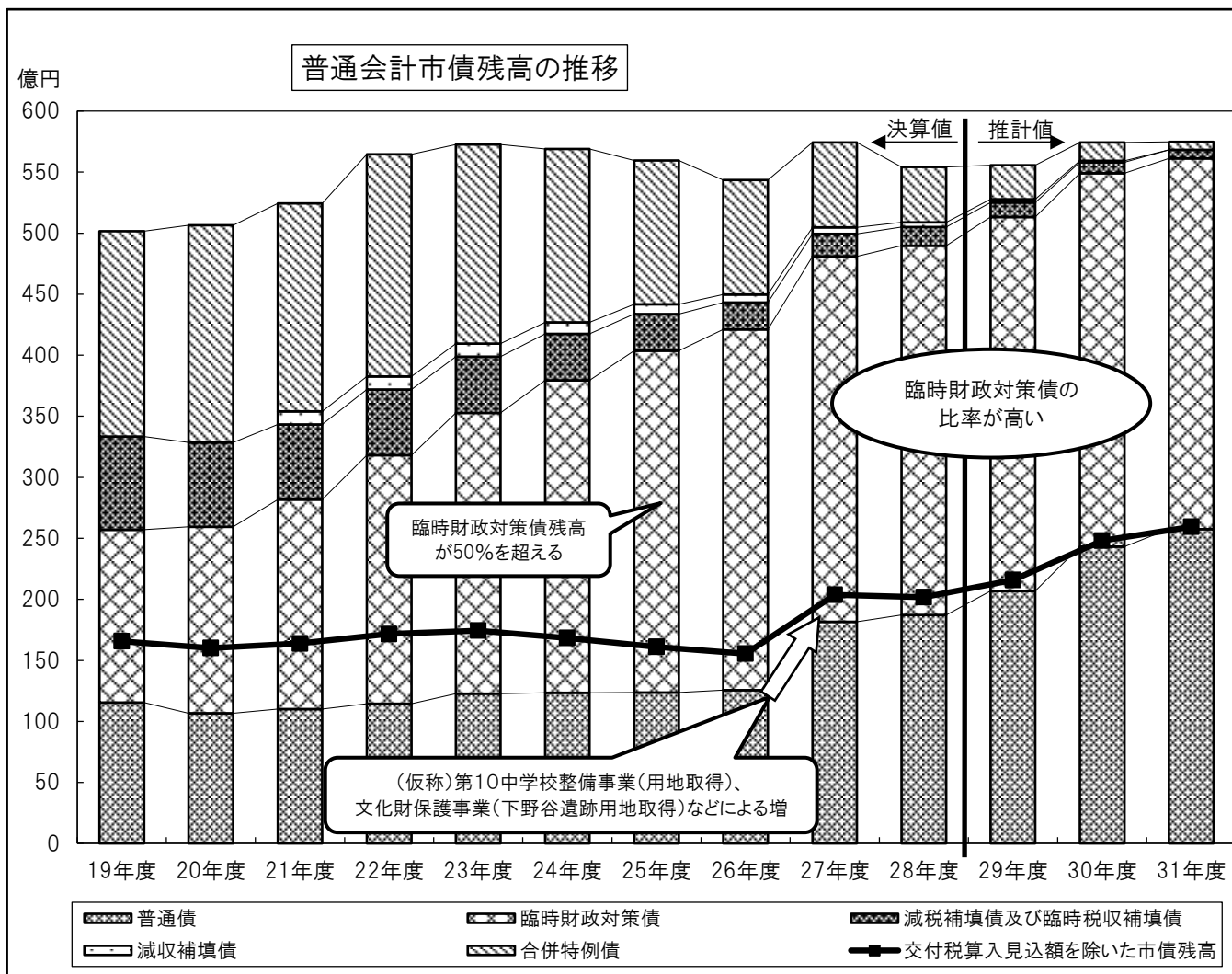
しかし、今後は、臨時財政対策債以外の基準財政需要額に算入される額が大きい市債の償還額が減少していくため、交付税算入見込額を除いた市債残高は、増加が見込まれています。

<平成28年度における類似団体との比較>

(単位:千円)

	西東京市	都内類似団体平均	都内26市平均
住民1人当たり普通会計市債残高	277.3	190.0	200.4
交付税算入見込額を除いた住民1人当たり普通会計市債残高	100.9	115.5	113.7

住民1人当たり市債残高は、都内類似団体平均、都内26市平均を上回りますが、交付税算入見込額を除いた住民1人当たり市債残高の推計値を見ると、都内類似団体平均、都内26市平均を下回ります。



◎市債残高は、今後の計画事業によって増減します

普通会計市債残高の推移を見ると、市債残高は平成24年度から減少に転じ、平成26年度まで3年連続で減少してきました。しかし、平成27年度は、(仮称)第10中学校や下野谷遺跡の用地取得などを実施したため、市債残高は増加しました。平成28年度及び平成29年度は再び減少しますが、平成30年度は、総合計画(実施計画)に基づく事業のうち、(仮称)第10中学校整備事業・中原小学校校舎等建替事業・小学校特別教室空調設備整備事業等を実施する見込みのため、一時的に増加する予定です。

地方債区分別では、合併特例債は平成23年度から減少し、今後も市債残高に占める割合は減少していきます。一方で、臨時財政対策債は、市債残高が年々増加し、平成25年度に普通会計の市債残高に占める割合が50%を超えました。平成28年度も50%を超える水準となり、その割合は年々大きくなっています。

～ちょっとブレイク～

◎債務償還能力を測る考え方

一般家庭ではローンの返済期間が重要な問題になりますが、本市は、債務を何年間で返済可能なのでしょうか。

地方公共団体の財務状況を把握・分析する目的で、債務償還能力を表す指標の一つが債務償還可能年数です。一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金などの資金の流れを記録したキャッシュ・フロー計算書を活用しているのが特徴です。

本市では、総務省方式改定モデルによる資金収支計算書を用いて、市債残高が経常的な収支の何年分に当たるかを債務償還年数として算出し、行財政改革における指標として用いています。

平成28年度決算では9.6年でした。平成30年度には、9年以内とすることを目標にしています。



12 基金

財政調整基金の残高が大きく減少 行財政改革大綱における目標は未達成

基金は、一般家庭(家計)に例えると、収入減や病気など不測の事態に備えるためや、家や車などを購入するといった特定の目的のために積み立てている「貯金」に当たるものです。

<各年度末現在高>

(単位:百万円、%)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		目的等		
										積立額	取崩額			
積立基金	財政調整基金	3,409	3,794	3,387	4,163	4,055	3,973	3,979	3,847	4,014	924	1,672	3,266	年度間の財源調整機能
	職員退職手当基金	1,125	878	589	488	200	200	272	142	142	0		142	職員の退職手当の支払い
	まちづくり整備基金	3,294	3,014	3,048	2,673	3,453	2,945	2,799	2,279	1,836	154	470	1,520	公共施設の整備及び事業の推進
	振興基金	72	65	56	41	32	28	28	23	24	0	2	22	市民の連帯の強化及び地域振興
	文化芸術振興基金	—	—	—	—	—	104	104	104	104	3		107	文化芸術の振興
	地域福祉基金	526	552	481	489	578	591	606	469	415	115	300	230	総合的な地域福祉の推進
	みどり基金	—	—	—	—	481	491	459	414	494	98	12	580	緑化事業の推進
	庁舎整備基金	—	—	—	—	—	—	—	267	267	0		267	庁舎及びその用地の整備
	罹災救助基金	8	9	9	9	9	9	9	9	9	0		9	罹災救助
	奨学金基金	—	100	100	100	100	100	100	100	100	0		100	奨学金支給
	スポーツ振興基金	—	—	91	98	101	96	84	87	90	5		95	スポーツの振興
	中小企業従業員退職金等共済基金	176	219	284	271	261	202	0	—	—	—	—	—	平成26年度に廃止
	保谷駅南口市街地開発事業基金	160	419	109	551	0	—	—	—	—	—	—	—	平成23年度に廃止
	小計	5,362	5,255	4,768	4,719	5,214	4,767	4,462	3,895	3,483	375	784	3,073	
積立基金合計	8,771	9,049	8,155	8,882	9,269	8,740	8,441	7,742	7,497	1,299	2,456	6,339		
定額運用基金	613	514	430	430	430	430	431	431	431	0		431	土地開発基金	
合計	9,384	9,563	8,585	9,312	9,699	9,170	8,871	8,172	7,927	1,299	2,456	6,770		
財政調整基金現在高比率	10.2	11.2	10.0	11.1	10.5	10.2	10.3	10.0	10.4	—	—	8.4		

※定額運用基金であった奨学金基金は平成20年4月1日より、スポーツ振興基金は平成21年4月1日より特定目的基金に移行しました。

◎基金残高は前年度より11億5,700万円減となりました

平成28年度末の積立基金の基金残高は、前年度末から11億5,800万円・15.4%減の63億3,900万円、定額運用基金の基金残高は、4億3,100万円となり、基金全体では11億5,700万円・14.6%減の67億7,000万円となりました。

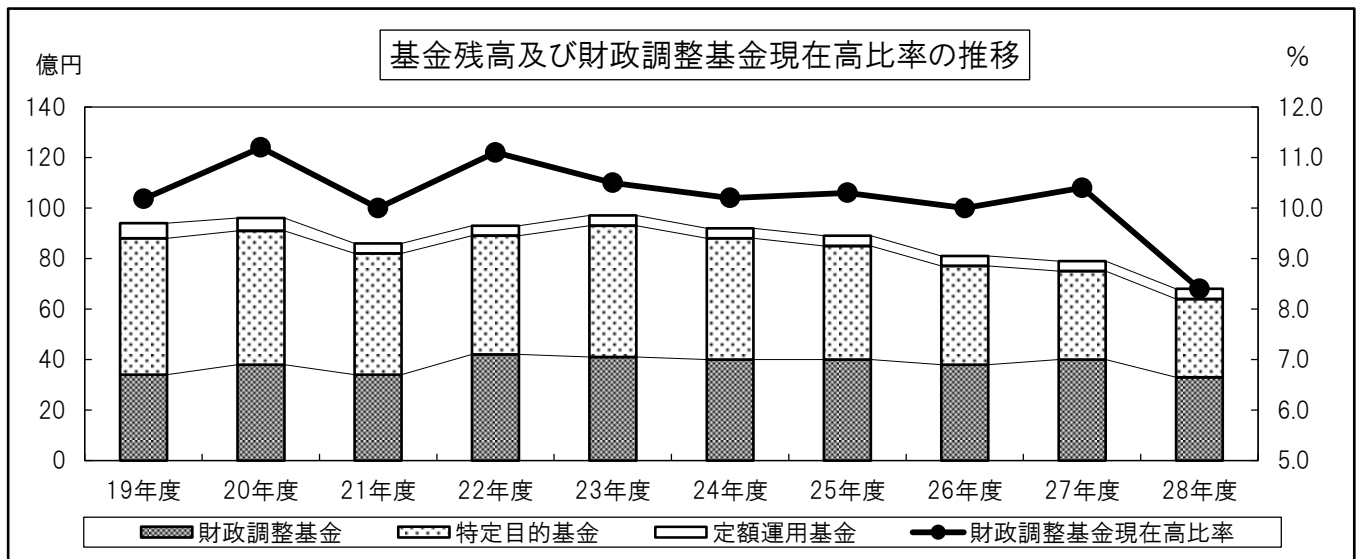
平成28年度は、みどり基金は、継続して行っている下保谷四丁目特別緑地の用地取得に加え、(仮称)ひばりが丘三丁目緑道公園の整備に活用しましたが、人にやさしいまちづくり条例による寄附金が増加したことから、基金残高は増加しました。一方で、税連動交付金などの歳入減に対応するため、財政調整基金を大幅に取り崩したほか、小学校の校舎等整備事業や公共施設の施設整備事業、下水道事業特別会計への繰出金に活用したことから、まちづくり整備基金残高が減少しました。

<平成28年度における、類似団体との比較>

(単位:千円、%)

		西東京市	都内類似団体平均	都内26市団体平均
当 住 民 1 人 当 た り 残 高	財政調整基金	16.3	21.8	23.7
	特定目的基金	15.4	35.1	47.7
	定額運用基金	2.2	4.7	4.2
	合計	33.9	61.6	75.6
財政調整基金現在高比率		8.4	11.1	11.8

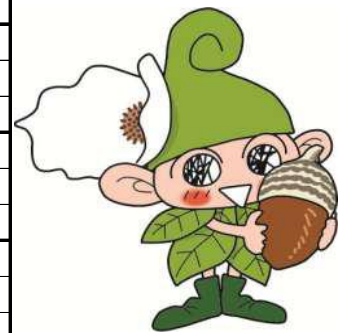
住民1人当たり財政調整基金残高は、都内類似団体平均、都内26市団体平均を下回っています。また、特定目的基金については、公共施設整備や道路整備事業などの進捗に伴い、まちづくり整備基金を取り崩してきたことなどから、住民1人当たり特定目的基金残高は、都内類似団体平均、都内26市団体平均を下回っています。



<各年度財政調整基金の状況>

(単位: 百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
当初予算	積立額	1	1	1	1	1
	取崩額	1,988	1,664	1,978	1,971	1,800
	年度末残高	1,326	1,281	1,488	1,587	1,920
最終予算	積立額	622	906	969	1,020	924
	取崩額	1,733	1,413	1,390	1,148	1,772
	年度末残高	2,944	3,466	3,557	3,719	3,166
決算	積立額	622	906	968	1,020	924
	取崩額	704	900	1,100	853	1,672
	年度末残高	3,973	3,979	3,847	4,014	3,266



◎財政調整基金残高は大幅に減少し、過去最低となる32億円台になりました

財政調整基金は、年度間の財源調整のための貴重な基金で、行財政改革大綱においても基金残高として標準財政規模の10%を目標としています。

平成28年度の財政調整基金残高は、補正予算を合わせて、17億7,200万円の取崩しを予算計上したものの、目標を踏まえた財政運営に努めた結果、1億円の取崩しを留保しましたが、決算では標準財政規模の8.4%となる32億6,600万円となり、過去最低残高となる32億円台となりました。

◎当初予算における財政調整基金残高の確保が課題です

各年度の財政調整基金の状況を見ると、当初予算では多額の取崩しを計上せざるを得ない厳しい状況が続いていることがわかります。これまでは、前年度の決算を踏まえた積立額の確保とその後の適切な執行管理により、財政調整基金残高を確保してきましたが、平成28年度決算では、税連動交付金の大幅減などの影響により基金残高が著しく減少しました。今後、安定した市政運営を行うためにも、財政調整基金の早期回復と当初予算の段階から財政調整基金の繰入の抑制を図り、財政調整基金残高を確保していくことが大きな課題です。

～ちょっとブレイク～

◎貯金はいくらあればいいの??

私たちの日々の暮らしにおいては、貯金が多ければ生活にも気持ちにもゆとりが生まれてきます。市財政においても、貯金にあたる「基金」の額が多いに越したことはないと思えますが、はたしてそうでしょうか?

基金は、安定的な市民サービスを行うための財源として設けているため、貯蓄を増やすことだけに専念して、日々の市民サービスがおろそかになってはなりません。一定額の基金が確保されていれば、貯蓄に回さず、行政サービスの充実を行い、市民に還元するべきという考え方もあります。

また、財政調整基金のようにどの自治体も設置している基金で、使い道が定められていないものがある一方で、特定目的基金と定額運用基金は、共に使い道が定められており、各自治体の政策により基金の目的が異なる場合があるため、自治体間でその多寡を単純に比較しにくい性格を持っています。

つまり、全体的な基金残高の増減が即「財政状況が豊かである」、あるいは「財政状況が苦しい」ことを意味するとは限らないのです。どのような理由で、どの基金が増減したのかについても、着目する必要があります。



13 行財政改革の取組

第4次行財政改革大綱に基づき 自立した行財政基盤の確立を目指します

【今後の財政見通し】

これまで本市では、合併に伴う国や都からの特例的な財政支援により、公共施設の整備・改修や交通網の整備など、まちづくりに取り組んできましたが、こうした財政支援は平成27年度で終了しました。

今後の財政状況の見通しとしましては、歳入では、市税は増加傾向にあるものの、今後の景気動向や税制改正などの不確定要素が多く、また、税連動交付金や地方交付税などについても見込みを立てることが難しく、先行きは不透明な状況にあります。

一方、歳出では、公債費は減少傾向を見込んでいるものの、待機児童対策を含めた社会保障関連経費の増加が見込まれるとともに、公共施設やインフラの更新が控えており、行政需要の増加は避けられない状況にあると認識しています。

さらに、将来推計によると、西東京市の人口は平成32年度まで増加が見込まれますが、その後、減少に転じるとともに、生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加など、行政運営上の大きな転換期の到来が予測されることから、これまで以上に財政のスリム化・効率化を図るとともに、計画的に事業を実施し、健全で持続可能な自治体経営を目指す必要があります。

【行財政改革の役割は、必要とされる市民サービスを確実に提供できる体制を整えること】

平成26年3月に策定した「第4次行財政改革大綱」では、目指すべき将来像として「将来見通しを踏まえた持続可能で自立した自治体経営の確立」を掲げ、基本方針として「経営の発想に基づいた将来への備え」、「選択と集中による適正な行政資源の配分」、「効果的なサービス提供の仕組みづくり」、「安定的な自主財源の確保」の4つの視点を設定し、10年間の行財政改革の取組として、14の推進項目、95の実施項目を設定しました。また、社会経済情勢の変化や新たな課題へ対応するため、毎年度アクションプランを見直し、行財政改革に向けた取組の機動性・柔軟性を確保することとしました。

平成28年度に行財政改革は、全97項目からなるアクションプランを策定し、評価・検証に基づく効果的・効率的な行財政運営と予算編成手法の充実、受益者負担の適正化、特別会計の健全化、行政運営内部の固定的な経費の削減、補助金・負担金等の適正化と財政支援団体の見直し、民間活力の活用促進、市税等の徴収体制の強化による安定的な自主財源の確保など、多岐にわたる取組により、約15億円の財政効果を生み出しました。

加えて、公共施設の適正配置・有効活用については、「公共施設等総合管理計画」を策定し、これまでの取組を踏まえながら、長期的視点から人口や財政の見通しを立てるとともに、公共施設・インフラ（公共施設等）の現状や課題を分析し、施設分野ごとの見直しの方向性や今後の取組を示しました。

今後は、本計画に基づき、公共施設の方向性を「総量抑制」とし、施設の適正配置・有効活用により、市民の安全・安心の確保や市民サービスの維持・向上に努めるとともに、インフラについては、計画的な整備や長寿命化・耐震化により、効果的かつ効率的な維持管理を実施します。

今後も、第2次総合計画が目指すまちづくりの実現に向けて、人口減少や高齢化社会の進展を見据え、中長期的な視点から、過度な将来負担が生じることのない行政運営を行っていきます。

【第4次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン)で掲げている評価指標】

第4次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン)では、目指すべき中長期的な行財政運営の持続可能性や安定性、改革の進捗及び達成状況を総合的に判断するため、6つの財政指標を評価指標として設定しています。各指標には目標を設定していますが、右肩上がりの改善を追及すること以上に、新たな行政需要にも対応できる弾力的な財政運営が可能なる水準を維持することが重要と考えています。

以下に、評価指標の種類と考え方、その目標設定と平成28年度決算を踏まえた状況を紹介します。

※基礎的財政収支及び市債現在高倍率については、臨時財政対策債を考慮した計算式によって算出しています。
 ※債務償還可能年数については、総務省方式改定モデルによる資金収支計算書を用いた計算式によって算出しています。

① 経常収支比率

〈考え方〉

経常一般財源に占める経常経費充当一般財源等の割合

〈目標〉

平成30年度:90%を越えない範囲を目指す。
 ※100%を越えない範囲を目指す。
 平成35年度:90%を超えない範囲を維持する。
 ※100%を超えない範囲を維持する。

(単位:%)

平成28年度決算	
経常収支比率	※臨時財政対策債等を加えない場合
95.8	101.6

② 実質経常収支比率

〈考え方〉

経常収支比率算定の際に、国民健康保険特別会計と下水道事業特別会計に対する財源補てん的な繰出金の影響を加えたもの

〈目標〉

平成30年度:96%を越えない範囲を目指す。
 ※106%を越えない範囲を目指す。
 平成35年度:96%を超えない範囲を維持する。
 ※106%を超えない範囲を維持する。

(単位:%)

平成28年度決算	
実質経常収支比率	※臨時財政対策債等を加えない場合
101.6	107.8

※経常収支比率及び実質経常収支比率における臨時財政対策債等を加えない場合の数値目標は、平成29年度以降も臨時財政対策債が継続された場合の臨時財政対策債を加えない目標数値です。

③ 基礎的財政収支

〈考え方〉

歳入・歳出決算額から市債発行額と元利償還金の影響等を取り除いた収支

(歳入決算額－繰越金－市債発行額－財政調整基金取崩額)－(歳出決算額－元利償還金－財政調整基金積立額)

〈目標〉

平成30年度・平成35年度:黒字を継続する。
 (単位:百万円)

平成28年度決算	1,772
----------	-------

④ 市債現在高倍率

〈考え方〉

標準財政規模に占める市債現在高の割合

市債現在高÷標準財政規模×100

〈目標〉 平成30年度:135%以下を目指す。

平成35年度:125%以下を目指す。

(単位:%)

平成28年度決算	142.0
----------	-------

⑤ 財政調整基金現在高比率

〈考え方〉

標準財政規模に占める財政調整基金残高の割合

財政調整基金残高÷標準財政規模×100

〈目標〉

平成30年度・平成35年度:
 10%を下回らない範囲を維持する。
 (単位:%)

平成28年度決算	8.4
----------	-----

⑥ 債務償還可能年数

〈考え方〉

市債残高を経常的に確保できる資金で返済した場合に完済までに要する年数

市債現在高÷経常的収支額(経常的収支額に含まれる市債と基金取崩額を除く)

〈目標〉

平成30年度:9年以内を目指す。
 平成35年度:9年以内を維持する。

(単位:年)

平成28年度決算	9.6
----------	-----

【参考資料】

平成28年度 決算状況(暫定)		団体コード	132292	市町村類型	IV-1		
		団体名	西東京市	28年度交付税種地区分	II-10		
人口		指定団体等の状況	事務の共同処理の状況	指数等			
国調	27年 200,012人 増減率(27年/22年) 1.8%	過疎山村離島不交付 広域行政圏 首都近郊整備既成市街地	<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 柳泉園組合 <その他> 東京市町村総合事務組合 多摩六都科学館組合 昭和病院企業団 東京都後期高齢者医療広域連合	基準財政需要額	29,202,489千円		
住民基本台帳	29.1.1 199,790人 対前年度増減率 0.4% (参考)65才以上人口 29.1.1 47,185人			面積 15.75 km ²	基準財政収入額	26,510,171千円	
決算収支の状況(千円)		平成28年度	平成27年度	標準財政規模	39,022,961千円		
1. 歳入総額 A	70,415,425	75,832,435	うち臨時財政対策債発行可能額	2,212,194千円			
2. 歳出総額 B	68,745,697	74,178,084	財政力指数	0.898 単年度(0.908)			
3. 歳入歳出差引額 (A-B) C	1,669,728	1,654,351	実質収支比率	3.7%			
4. 翌年度へ繰り越すべき財源 D	225,611	217,960	公債費負担比率	14.1%			
5. 実質収支 (C-D) E	1,444,117	1,436,391	経常収支比率	95.8%			
6. 単年度収支 F	7,726	26,975	地方債現在高 A (特定資金公共投資事業債除く)	55,409,719千円			
7. 積立金 G	924,238	1,019,912	債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	5,206,967千円			
8. 繰上償還額 H	0	0	積立金現在高 C (うち財政調整基金)	6,339,498千円 (3,266,210)			
9. 積立金取崩額 I	1,672,000	853,000	将来にわたる財政負担 A + B - C	54,277,188千円			
10. 実質単年度収支 (F+G+H-I) J	△740,036	193,887	積立基金取崩額	2,456,480千円			
				収益事業収入	0千円		
				健全化判断比率※			
				実質赤字比率	- (11.48) %		
				連結実質赤字比率	- (16.48) %		
				実質公債費比率	△0.2 (25.0) %		
				将来負担比率	18.1 (350.0) %		
一般職員 (29.4.1 現在)				特別職等 (29.4.1 現在)			
区分	職員数 A	4月分給料支払総額 B 千円	1人当り支給月額 B/A 円	区分	改定実施年月日	1人当り平均給料(報酬)月額 円	
一般職員	954	300,199	314,674	市町村長	27.10.1	990,000	
うち技能労務職	81	27,228	336,148	副市町村長	27.10.1	877,000	
教育公務員	4	1,765	441,250	教育長	27.10.1	778,000	
消防職員	0	0	0	議 会	議長	27.10.1	627,000
臨時職員	0	0	0		副議長	27.10.1	561,000
合計	958	301,964	315,202		議員	27.10.1	528,000
					議員定数 (28人)		
公営事業の状況	事業名	法適用	実質収支額 千円	普通会計からの繰入金 千円	職員数 人	加入世帯数	30,297世帯
	国民健康保険(事業勘定)		483,875	2,814,494	20	被保険者数	46,132人
	介護保険(保険事業勘定)		293,492	2,275,959	25	1世帯当り保険税調定額	140,194円
	後期高齢者医療		28,385	1,988,591	6	被保険者1人当り保険税調定額	92,072円
	下水道事業	無	44,502	600,000	10	被保険者1人当り費用	482,086円
	駐車場事業	無	15,884	0	0	保険税(料)	4,253,912千円
	介護サービス事業(その他の企業)	無	0	109,865	1	保険給付費	12,744,421千円
						後期高齢者支援金等	2,609,955千円
						前期高齢者納付金等	1,893千円
						介護給付費納付金	1,071,656千円

※()書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	経 常 一 般 財 源 等 千円	構 成 比 %	区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	経 常 経 費 充 当 一 財 等 千円	経 常 収 支 比 率 %
地 方 税	31,553,870	44.8	29,135,717	79.4	人 件 費	10,170,492	14.8	9,485,083	9,334,716	24.0
地 方 譲 与 税	274,260	0.4	274,260	0.7	うち職員給	6,357,248	9.2	5,832,795	5,810,451	14.9
利 子 割 交 付 金	59,881	0.1	59,881	0.2	扶 助 費	19,693,199	28.7	4,953,902	4,953,867	12.7
配 当 割 交 付 金	195,319	0.3	195,319	0.5	公 債 費	6,473,960	9.4	6,473,384	6,473,384	16.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	113,348	0.2	113,348	0.3	元 利 償 還 金	6,473,809	9.4	6,473,233	6,473,233	16.6
地 方 消 費 税 交 付 金	3,824,352	5.4	3,824,352	10.4	一 時 借 入 金 利 子	151	0.0	151	151	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	小 計	36,337,651	52.9	20,912,369	20,761,967	53.3
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	10,937,234	15.9	8,422,910	7,491,398	19.2
軽 油 引 取 税・自 動 車 取 得 税 交 付 金	124,496	0.2	124,496	0.3	維 持 補 修 費	226,011	0.3	222,444	220,849	0.6
地 方 特 例 交 付 金	137,797	0.2	137,797	0.4	補 助 費 等	7,461,999	10.9	5,534,172	4,364,690	11.2
地 方 交 付 税	3,005,685	4.3	2,668,294	7.3	積 立 金	1,299,369	1.9	1,294,835		
普通	2,668,294	3.8	2,668,294	7.3	投 資 及 び 出 資 金・貸 付 金	3,313	0.0	386	386	0.0
特 別	337,391	0.5			繰 出 金	7,788,927	11.3	6,800,401	4,445,834	11.4
震 災 復 興 特 別	0	0.0			前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,717	0.0	18,717	0.1	投 資 的 経 費	4,691,193	6.8	1,181,456		
国 有 機 関 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	0	0.0	0	0.0	うち人件費	64,889	0.1	64,889		
小 計	39,307,725	55.9	36,552,181	99.6	普 通 建 設 事 業 費	4,691,193	6.8	1,181,456		
分 担 金・負 担 金	558,608	0.8	0	0.0	補 助	730,977	1.1	39,943		
使 用 料	643,938	0.9	124,631	0.3	単 独	3,960,216	5.7	1,141,513		
手 数 料	414,359	0.6	0	0.0	其 他	0	0.0	0		
国 庫 支 出 金	11,927,520	16.9			災 害 復 旧 事 業 費	0	0.0	0		
都 支 出 金	8,621,539	12.2			失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0		
財 産 収 入	55,673	0.1	37,137	0.1	合 計	68,745,697	100.0	44,368,973		
寄 附 金	95,543	0.1								
繰 入 金	2,773,737	3.9								
繰 越 金	1,654,251	2.4								
諸 収 入	393,238	0.6	340	0.0						
地 方 債	3,969,294	5.6								
うち減収補填債特例分	(0)	(0.0)								
うち臨時財政対策債	(2,212,194)	(3.1)								
合 計	70,415,425	100.0	36,714,289	100.0						

市 町 村 税							目 的 別 歳 出			
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	増 減 率 %	基 準 税 額 × 100 75 千円	超 過 課 税 分 収 入 済 額 千円	区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	
市 町 村 民 税	14,678,940	46.5	0.4	14,458,129	0	議 会 費	466,559	0.7	461,554	
個人分	14,678,940	46.5	0.4	14,458,129	0	総 務 費	6,540,794	9.5	5,570,894	
法人分	1,664,299	5.3	△ 11.1	1,592,483	192,134	民 生 費	35,695,561	51.9	17,631,460	
固 定 資 産 税	11,687,471	37.0	2.3	11,272,065	0	衛 生 費	5,108,158	7.4	3,843,666	
軽 自 動 車 税	107,452	0.3	26.6	107,995	0	労 働 費	362,579	0.5	334,540	
市 町 村 た ば こ 税	997,555	3.2	△ 2.5	1,009,311		農 林 水 産 業 費	78,000	0.1	66,571	
鉱 産 税	0	0.0	0.0	0	0	商 工 費	213,597	0.3	186,273	
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0.0	0		土 木 費	4,885,644	7.1	2,499,048	
法 定 外 普 通 税	0	0.0	0.0	0		消 防 費	2,335,440	3.4	1,812,739	
目 的 税	2,418,153	7.7	0.9	0	0	教 育 費	6,585,405	9.6	5,488,844	
入 湯 税	0	0.0	0.0	0	0	災 害 復 旧 費	0	0.0	0	
事 業 所 税	0	0.0	0.0	0		公 債 費	6,473,960	9.4	6,473,384	
都 市 計 画 税	2,418,153	7.7	0.9	0		諸 支 出 金	0	0.0	0	
法 定 外 目 的 税	0	0.0	0.0	0	0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	
旧 法 に よ る 税	0	0.0	0.0	0	0	合 計	68,745,697	100.0	44,368,973	
合 計	31,553,870	100.0	0.4	28,439,983	192,134					

平 成 28 年 度 大 規 模 事 業 (単 位:百 万 円)					徴 収 率	目 的 別 歳 出		
納 税 義 務 者 数	都 市 計 画 道 路 3・4・21 号 線 整 備 事 業	民 間 保 育 所 施 設 整 備 事 業	下 保 谷 四 丁 目 特 別 緑 地 保 全 事 業	向 台 町 三 丁 目・新 町 三 丁 目 地 区 区 画 関 連 周 辺 道 路 整 備 事 業		区 分	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分
	1,591	580	365	288				
個人均等割	228	174	160	148	市 町 村 税 合 計	99.1	42.3	97.8
97,834 人	148	108	92	92	(徴収猶予分除く)	(99.1)	(42.3)	(97.8)
法人税割	148	108	92	92	市 町 村 民 税	99.0	39.9	97.0
4,156 人	148	108	92	92	純 固 定 資 産 税	99.3	49.9	98.7
	108	92	92	92	国 民 健 康 保 険 税 (料)	91.6	39.3	82.3

◎合併特例債の借入実績と元利償還額

(単位:千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
北原児童館の建替					123,700							123,700
ひばりが丘児童センターの建替								19,800	129,300	397,500		546,600
下保谷児童センターの建替								15,800	98,390	632,300		746,490
みどり保育園の建替					172,900							172,900
田無保育園の建替						158,900						158,900
西原保育園等の建替								282,400				282,400
すみよし保育園の建替										164,100		164,100
住吉福祉会館建替等事業						180,800	452,400	108,000				741,200
小学校校舎等大規模改造事業		144,800	106,400	153,700								404,900
小学校耐震補強事業	53,800	66,700	36,600									157,100
けやき小学校建設事業	104,700	848,900	1,621,200									2,574,800
中学校校舎等大規模改造事業	64,200	49,300			67,300							180,800
中学校耐震補強事業				65,800	29,300							95,100
青嵐中学校校舎等建替				259,900	389,000	2,088,100	109,900					2,846,900
保谷駅前公民館・図書館の整備							94,100	692,100				786,200
南町スポーツ・文化交流センターの建替				102,900	498,900							601,800
障害者総合支援センターの建設									215,300	305,300		520,600
下保谷福祉会館の建替								8,100	52,610	288,400		349,110
西東京いこいの森公園の整備	3,667,000	2,018,900	387,000	298,100								6,371,000
公園広場の整備(生産緑地の保全)					428,300	50,900		871,300	106,400	574,100		2,031,000
エコプラザ西東京の建設				962,200		95,000	260,400					1,317,600
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進 (ひばりヶ丘駅南口地区)						457,400		33,900				491,300
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくり推進 (西3・4・21号線の整備)								31,500	183,200	492,000	37,600	744,300
都市計画道路の整備(西3・4・15号線)	551,400	463,200	33,400	38,300	76,000	65,600	52,500		22,500	13,400	80,300	1,396,600
地域防災無線の増設工事	107,600											107,600
防災行政無線の整備				146,100								146,100
田無庁舎敷地整備事業		173,600										173,600
市道の整備(市道2338号線)	185,600	127,000	46,500									359,100
田無駅南口景観整備事業	72,300											72,300
上向台地区会館の建設	68,200	50,600										118,800
合併特例債借入額合計	4,874,800	3,943,000	2,231,100	2,027,000	1,785,400	3,096,700	969,300	2,062,900	807,700	2,867,100	117,900	24,782,900
平成28年度合併特例債元金償還額	396,776	330,440	195,027	179,424	165,243	367,797	123,071	265,953	102,422	370,602	13,973	2,510,728
うち交付税措置(×70%)	277,743	231,308	136,519	125,597	115,670	257,458	86,150	186,167	71,695	259,421	9,781	1,757,510
平成28年度末合併特例債残高	0	324,396	371,860	504,567	595,133	280,042	121,162	515,725	295,492	1,453,943	65,564	4,527,884

◎歳出内訳及び財源内訳

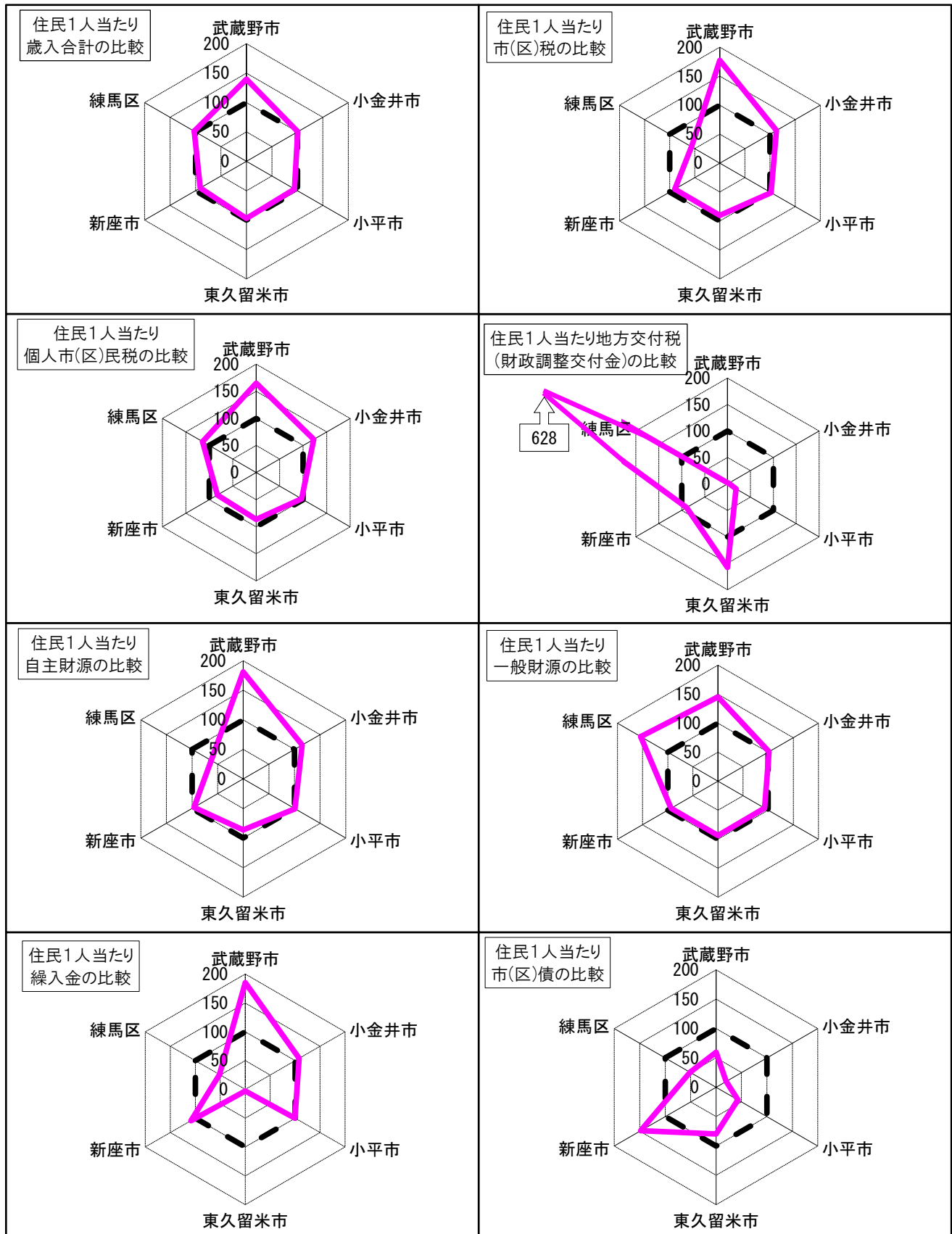
(単位:千円)

目的別		議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	合計
人	件費	425,711	3,084,696	3,498,189	619,831	8,748	44,123	53,956	517,231	26,221	1,891,786				10,170,492
	うち職員給	81,673	1,877,837	2,416,085	498,272	7,234	28,378	37,830	430,153		979,786				6,357,248
物	件費	27,568	1,750,474	2,380,135	2,605,470	295,452	13,747	29,492	644,995	144,090	3,045,811				10,937,234
維持補修費			19,974	25,398	1,281	97	26	531	115,625	327	62,752				226,011
扶助費				19,408,931	123,723						160,545				19,693,199
補助費等		7,221	392,075	2,242,627	1,642,305	58,282	9,074	127,879	8,777	2,163,837	809,922				7,461,999
普通建設事業費		6,059	212,318	832,994	17,509		11,030	1,739	2,998,998	965	609,581				4,691,193
災害復旧事業費															
失業対策事業費															
公債費													6,473,960		6,473,960
積立金			1,081,257	115,065	98,039						5,008				1,299,369
投資及び出資金															
貸付金				3,313											3,313
繰出金				7,188,909					600,018						7,788,927
歳出合計		466,559	6,540,794	35,695,561	5,108,158	362,579	78,000	213,597	4,885,644	2,335,440	6,585,405		6,473,960		68,745,697
財源内訳	国庫支出金		65,475	11,110,326	7,320				113,831		177,505		512		11,474,969
	都支出金		589,874	5,604,242	752,594	27,186	9,291	24,044	448,090	522,430	551,914		64		8,529,729
	使用料・手数料		111,400	475,444	328,529	56			9,501		1,214				926,144
	分担金・負担金・寄附金		6,935	511,302				325	8,240		22,405				549,207
	財産収入		4,423	65	38				18		23				4,567
	繰入金	5,000	37,778	144,900	169,092				335,300		92,000				784,070
	諸収入	5	26,862	136,390	6,757	797	2,138	2,955	32,812	271	10,100				219,087
	繰越金		127,153	32	162				4,504						131,851
	地方債			81,400					1,434,300		241,400				1,757,100
一般財源等	461,554	5,570,894	17,631,460	3,843,666	334,540	66,571	186,273	2,499,048	1,812,739	5,488,844		6,473,384		44,368,973	
うち投資的経費充当の一般財源等	1,059	52,866	149,344	2,509		3,008	1,739	877,255	965	92,711				1,181,456	

【他市・区(西東京市に隣接する団体)との比較】

西東京市と隣接している市・区は、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、新座市、練馬区の5市・1区です。それぞれの市・区の平成28年度の歳入決算額及び歳出決算額を、平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口で割った、住民1人当たり決算額を算出し、比較してみます。

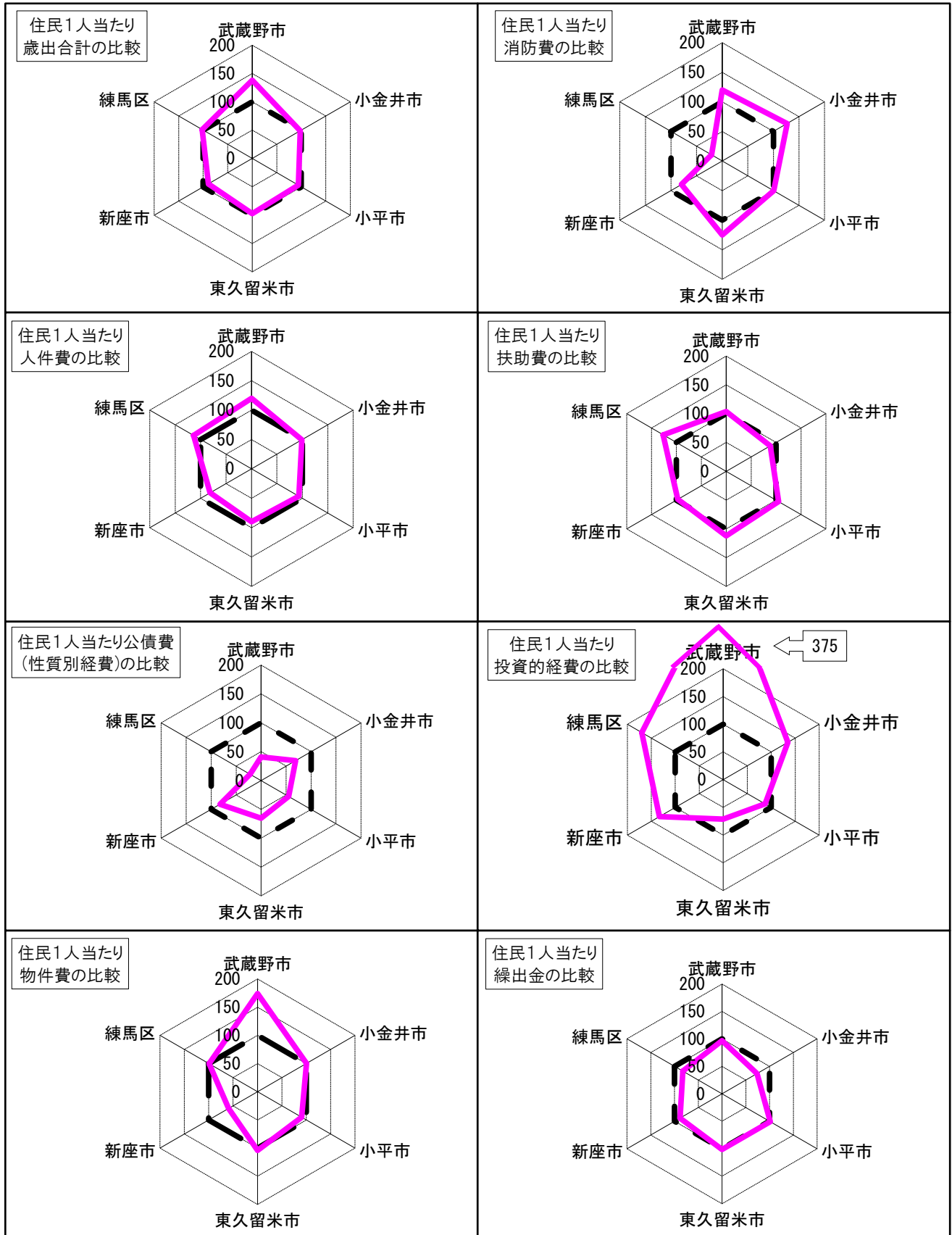
◎西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較(歳入)





図の中の100の値を示す正六角形は西東京市を表し、各市・区の指数値が正六角形の枠の外側にあれば、その市・区が、西東京市を上回っている(西東京市が下回っている)ことを、反対に数値が正六角形の枠の内側にあれば西東京市を下回っている(西東京市が上回っている)ことを示します。

◎西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較(歳出)



【財政健全化法】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(下記①から⑤)を算定し、監査委員の審査結果とともに議会に報告し、市民の皆様公表することを義務づけています。そして、それらの比率が国の定める早期健全化基準を超える場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超える場合は財政再生計画を、経営健全化基準を超える場合は経営健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取組を行うこととなります。

① 実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字の場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模に対する割合です。

家計に例えると、年収に対して赤字がどのくらいの割合を占めるかを表す指標です。収入に対して支出が下回れば黒字、上回れば赤字となります。

② 連結実質赤字比率

特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

2世帯住宅の家計に例えると、親世帯と子世帯を合わせた一家全体の年収に対して赤字がどのくらいの割合を占めるかを表す指標です。親世帯が黒字であっても、子世帯が赤字で一家全体としてみると赤字となる場合もあります。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や一部事務組合への負担金のうち、一部事務組合の借入金返済に充てたと認められるものなど)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

2世帯住宅の家計に例えると、親世帯の年収に対してその年のローンの返済額がどのくらいの割合を占めるかを表す指標です。ローンの返済額には、親世帯の分に加え、子世帯のローンを肩代わりしている分なども含まれます。数値が大きいほど、ローンの返済に追われ家計のやりくりが厳しくなります。

④ 将来負担比率

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合等の借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額など)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

2世帯住宅の家計に例えると、家や車のローン残高など、現在確定している将来支払わなければならない金額の合計から、その支払いのための預貯金を差し引いた金額が、親世帯の年収の何年分に相当するかを表す指標です。ローンの残高には、親世帯の分に加え、子世帯のローンを肩代わりする見込みの分なども含まれます。数値が大きいほど、将来的に家計が圧迫されます。

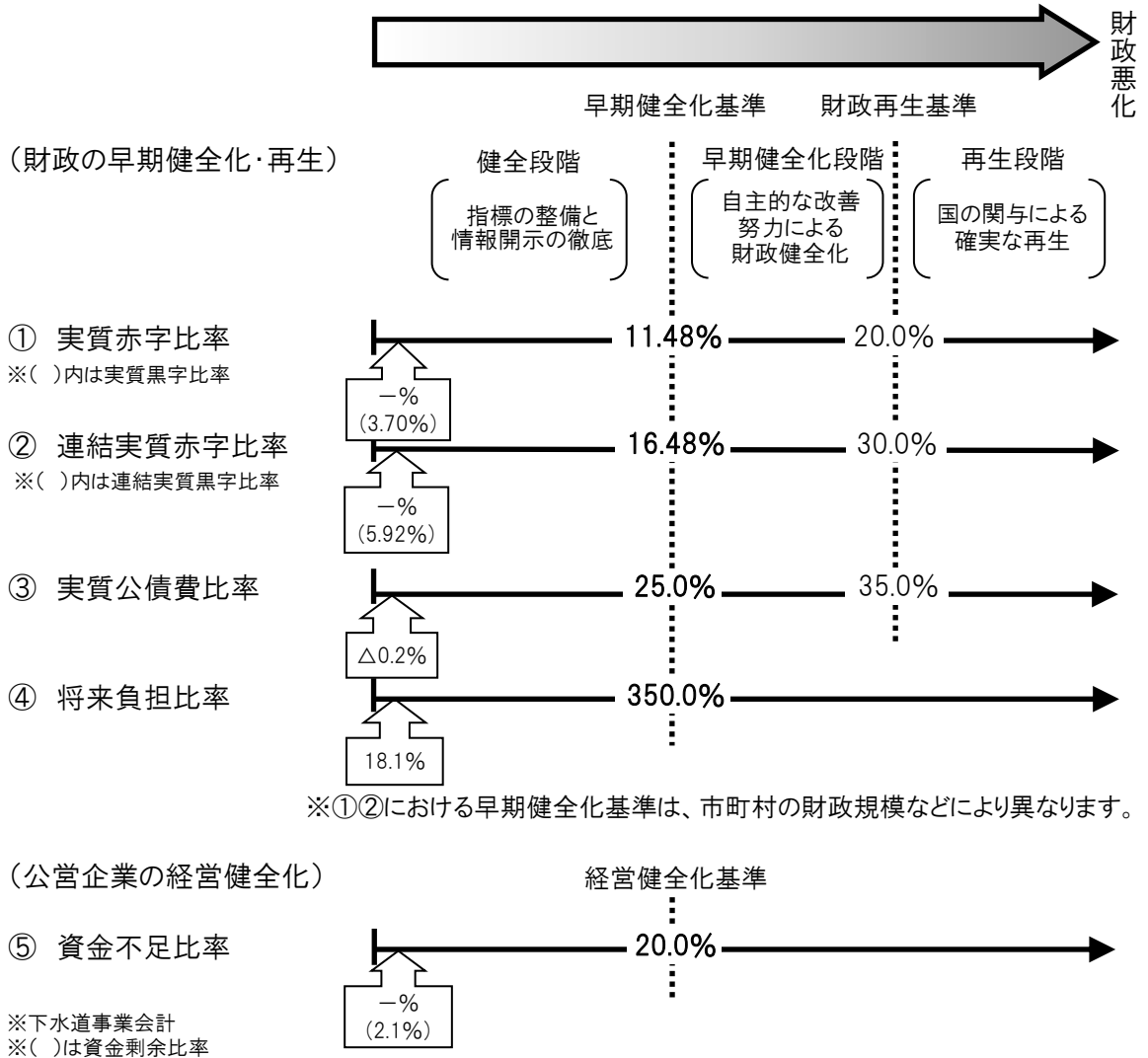
⑤ 資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です(西東京市では下水道事業特別会計のみ該当)。

◎平成28年度における比率の対象

西東京市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
・一般会計	・国民健康保険特別会計 ・駐車場事業特別会計 ・介護保険特別会計 ・後期高齢者医療特別会計	・下水道事業特別会計	・柳泉園組合 ・東京たま広域資源循環組合 ・東京市町村総合事務組合 ・多摩六都科学館組合 ・昭和病院企業団 ・東京都後期高齢者医療広域連合	・西東京市土地開発公社
①実質赤字比率	②連結実質赤字比率			
		③実質公債費比率		
		④将来負担比率		
		⑤資金不足比率		

平成28年度決算数値による健全化判断比率等



◎引き続き早期健全化基準・経営健全化基準を大きく下回りました

上記のとおり、平成28年度決算数値による健全化判断比率等は黄信号である早期健全化基準と比較しても良好な数値でした。しかしながら、これらの指標はあくまでも国が各地方公共団体に対し、財政の健全化を義務づけるか否かの基準であり、この数値が良好であることが、財政の安定性を表しているわけではないことに留意する必要があります。したがって、今回の算定結果については、西東京市は財政破綻していない程度の感想にとどめ、総体としての行政サービス水準の継続可能性を検討していくためには、従来に引き続き經常収支比率等の指標やこの財政白書で取り上げている各項目に対する問題意識をさらに掘り下げ、その動向を注視しながら、行財政改革などの不断の努力を続けていく必要があります。

<健全化判断比率等の推移>

(単位: %)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	
						都内類似団体平均	都内26市平均
①実質赤字比率	- (3.53)	- (3.90)	- (3.67)	- (3.72)	- (3.70)	- (5.60)	- (4.90)
②連結実質赤字比率	- (5.39)	- (5.85)	- (5.47)	- (5.33)	- (5.92)	- (9.07)	- (11.28)
③実質公債費比率	0.6	0.4	0.1	0.0	△ 0.2	0.5	0.7
④将来負担比率	20.5	19.9	19.4	24.8	18.1	0.3	△ 7.4
⑤資金不足比率 ※下水道事業会計	- (2.6)	- (2.1)	- (1.3)	- (1.5)	- (2.1)	- (2.9)	- (4.2)

※各比率の()内数値は、数値がない場合の実質黒字比率、連結実質黒字比率、資金剰余比率です。

【用語集】

財政白書には専門用語が多くて……。という市民の皆様の声を受けまして、本書における簡単な用語集を作成いたしましたので、本書を読み解く一助としていただければ幸いです。



—あ—

いじほしゅうひ【維持補修費】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。施設の効用を維持するための費用。修繕費用。ただし、従来のレベルよりも質的な向上が図られる場合は普通建設事業費になります。

いそんざいげん【依存財源】：[対義語]自主財源

市が自ら調達する財源以外の、国や東京都の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などが該当します。

いっばんかいけい【一般会計】：[対義語]特別会計

いわゆる市の会計と言えばこの会計を意味します。下

水道事業特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、最も身近な会計です。

いっばんざいげん【一般財源】：[対義語]特定財源

財源の使い道が法令等で定められておらず、どのような経費にでも使用できるお金です。市税、地方譲与税、地方交付税などが該当します。

いっばんざいげんひりつ【一般財源比率】：

歳入に占める一般財源の割合。地方公共団体が、行政需要に円滑に対応する財政運営を行うためには、一般財源比率ができるだけ高いことが望ましいとされています。

—か—

がっぺいとくれいさい【合併特例債】：

建設地方債の1種。自主的な市町村の合併を全国的に推進していくために、市町村の合併の特例に関する法律の下で合併した市町村が行う、市町村建設計画【本市では新市建設計画がこれに当たります】に基づく事業を対象とした借入れができるもの。事業費の95%について地方債が発行でき、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

がんりしょうかんきん【元利償還金】：[類義語]公債費

公債費のうち、市債の元金・利子の償還に充てられたもの。

きさいせいげんひりつ【起債制限比率】：[類義語]公債費比率、実質公債費比率

一般財源のうち、経常的な歳入の中で、市債の償還(返済)に充てる金額が占める割合を表します。平成17年度以前はこの値が一定割合を越えると段階的に市債の発行が制限される重要な指標でしたが、平成18年度以降

は実質公債費比率が用いられるようになりました。

きじゅんざいせいしゅうにゅうがく【基準財政収入額】：[対義語]基準財政需要額

普通交付税算定の基礎をなすもので、標準的な財政収入を表しており、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%相当額、地方譲与税等の収入見込額の100%相当額を合算したものです。基準財政需要額においては、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていないものの、基準財政収入額の算定においては、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の25%相当額を留保財源として確保していることで、各地方公共団体の独自性は担保されているとされています。

きじゅんざいせいじゅようがく【基準財政需要額】：[対義語]基準財政収入額

普通交付税算定の基礎をなすもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な、標準的な財政支出【財政需要の水準】を表しています。し

たがって想定されている行政経費は義務的性格や普遍性の強い経費であり、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていません。そのため地方公共団体における最低限必要な行政サービス水準【ナショナル・ミニマム】を、金額で表したものといたします。

きそてきざいせいしゅうし【基礎的財政収支】：

歳入・歳出決算額から、市債借入れと元利償還金の影響を取り除いた収支です。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわします。プライマリーバランスと呼ばれることもあります。

ぎむてきけいひ【義務的経費】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。歳出のうち、その支出が義務づけられていて、任意に削減することができない極めて硬直性が強い経費です。人件費、扶助費、公債費が該当します。

くりいれきん【繰入金】：[対義語]繰出金

歳入の1区分。基金(貯金)を取り崩したり、他会計から繰出(支出)されたりしたお金のこと。

くりこしきん【繰越金】：

歳入の1区分。前年度から当該年度へ持ち越された金額。当該年度の歳入に編入されます。

くりだしきん【繰出金】：[対義語]繰入金

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計の赤字を埋めるためなどの理由で他会計に支出するお金、又は定額運用基金(原資の運用をもって特定の事業を展開する基金⇒本市では土地開発基金が該当)に積立てるお金のこと。

*詳細はP21「9 公営企業会計・公営事業会計への繰出金」及びP29「12 基金」を参照

けいしきしゅうし【形式収支】：[類義語]実質収支、実質単年度収支、単年度収支

歳入額から歳出額をそのまま引いたもの。算出方法は、歳入決算額－歳出決算額 です。

*詳細はP4「1 決算の総括」のブレイクを参照

けいじょうしゅうしひりつ【経常収支比率】：

経常一般財源等に占める経常経費充当一般財源等の割合を表します。

*詳細はP23「10 経常収支比率」を参照

けいじょうてきしゅうしがく【経常的収支額】：

総務省方式改定モデルによる資金収支計算書における

経常的な支出から、経常的な収入を控除した額のこと。債務償還可能年数の算出に用いられます。

*本文P28「11 市債残高」のブレイク及びP32「13 行財政改革の取組」の中の債務償還可能年数については、普通会計における数値を使用しています。

げんしゅうほてんさい【減収補填債】：

市民税法人税割又は利子割交付金が、普通交付税の基準財政収入額を算定する際に見込んだ額を下回ることが見込まれた場合に、その減収見込み額に応じて発行することができる地方債です。結果的に普通交付税の不足額を市が肩代わりする意味合いがあるので、元利償還金の75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

げんぜいほてんさい【減税補填債】：

減税補填債は国策により地方税が減税されたことに伴う減収分を、地方債の発行によって補填するものです。元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

けんせつちほうさい【建設地方債】：

通常、市の普通会計が発行できる唯一の地方債で、公共施設、公用施設の建設事業費等(道路や施設等の整備など)の財源として発行できるもの。

こうえいきぎょうかいけい・こうえいじぎょうかいけい【公営企業会計・公営事業会計】：[対義語]普通会計

地方財政状況調査における想定上の会計区分で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したものの。

こうさいひ【公債費】：[対義語]市債、一時借入金 [類義語]元利償還金

歳出を目的別・性質別に分けた場合の1区分。性質別では市債の元利償還金、一時借入金利子が該当します。目的別でも同様ですが、地方公共団体によっては公債諸費(物件費＝借入事務費等)を含んでいることもあります。
*詳細はP19「8 公債費」を参照

こうさいひひりつ【公債費比率】：[類義語]起債制限比率、実質公債費比率

公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、市債の償還(返済)に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合を表します。

こうさいひふたんひりつ【公債費負担比率】：

公債費がどの程度財政を圧迫しているかを示す指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表します。

こっこししゅつぎん【国庫支出金】：[類義語]都支出金
歳入の1区分。国から市に交付されるお金で、その使途が特定されているもの。生活保護費等の国もその責任を負う事務に係る経費を市と負担しあう場合の支出金で

ある国庫負担金、国民年金等の国の事務を代行する場合の費用に係る支出金の国庫委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である国庫補助金の3種類があります。

ー さ ー

さいがいふつきゅうひ【災害復旧費】：

歳出を性質別・目的別に分けた場合の1区分。暴風、洪水、地震、火災等により被害を受けた公用・公共用の施設を原状に復旧するための費用。性質別では投資的経費の1種です。

ざいさんしゅうにゅう【財産収入】：

歳入の1区分。財産を運用したり、売却して得た収入のこと。基金の運用利息や、株式配当金収入、株式売払収入、物品売払収入、不動産売払収入などが該当します。

さいしゅつ【歳出】：[対義語]歳入

一会計年度における一切の支出のこと。

ざいせいちょうせいききん【財政調整基金】：[対義語]特定目的基金

歳計剰余金を地方財政法の規定にしたがって積み立てたり、大幅な税収増があった場合などに積立て、経済事情の著しい変動等によって財源が著しく不足する場合などに取り崩すことで、年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金です。経済事情の変化等に対応することが目的であるので、他の基金と異なり一般財源であることが特徴です。

ざいせいちょうせいききんげんざいだかひりつ【財政調整基金現在高比率】：

標準財政規模に占める財政調整基金現在高の割合を表すものです。安定的な財政運営を図ることを目的とする財政調整基金の残高を把握することで、不測の収入減や支出増にどれだけ弾力的に対応できるかを判断する指標です。算出方法は、財政調整基金現在高÷標準財政規模×100です。

ざいせいりょくしゅう【財政力指数】：

市の財政力を判断する理論上の指標です。地方交付税上の標準的団体における標準的な需要と収入を前提としているため、この指数の高低だけをもって財政の富裕度を即断することはできないので注意が必要です。算出方法は、基準財政収入額÷基準財政需要額です。これを直近3ヶ年にわたって計算し、それを平均します。

さいにゅう【歳入】：[対義語]歳出

一会計年度における一切の収入のこと。

さいむふたんこうい【債務負担行為】：

翌年度以降にわたる、複数年度の契約を行う際に、翌年度以降の債務を負担する限度額と、期間を定める行為のこと。

しさい【市債】：[類義語]一時借入金 [対義語]公債費

歳入の1区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借入れたお金。償還【返済】は会計年度をまたがります。

*詳細はP11「5 市債」を参照

しさいげんざいだかばいりつ【市債現在高倍率】：

標準財政規模に占める市債現在高の割合を表す指標で、標準財政規模で償還すると何年で市債の償還が終わるかを表します【100%=1年で償還可能を意味します】。将来の公債費負担を把握し、市債が適正に管理されているかを判断する指標です。

じしゅざいげん【自主財源】：[対義語]依存財源

市が自ら調達でき得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。

じしゅざいげんひりつ【自主財源比率】：

歳入に占める、自主財源の割合。自主財源比率が高いほど、財政運営の自主性と安定性が確保されると言われています。

じっしつけいじょうしゅうしひりつ【実質経常収支比率】：[類義語]経常収支比率

経常収支比率における経常経費充当一般財源等に、実質的に経常的な経費である国民健康保険事業会計と下水道事業会計に対する財源補填的な繰出金を加えたものです。

じっしつこうさいひひりつ【実質公債費比率】：[類義語]公債費比率・起債制限比率

起債制限比率で対象としていた市債の償還金に加え、一時借入金利子、公営企業や一部事務組合・広域連合が

発行した地方債の償還に充てた費用に対する繰出金など、実質的な公債費に充てた一般財源の額が標準財政規模に占める割合。18%以上になると起債許可団体となり、25%以上になると段階的に市債の発行が制限されます。また財政健全化法における健全化判断指標の一つにもなっています。

じっしつしゅうし【実質収支】：[類義語]形式収支、実質単年度収支、単年度収支

形式収支から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたものです。

*詳細はP4「1 決算の総括」のブレイクを参照

じっしつしゅうしひりつ【実質収支比率】：

標準財政規模に対する実質収支の割合で、財政運営の状況を見る上で重要な指標です。実質収支が赤字の場合は一般的に赤字比率と言ひ替えます。しかし実質収支比率が高ければ高いほど財政運営が良好であるというわけでもなく、おおむね3.0%から5.0%が適切であると言われています。算出方法は、 $\text{実質収支の額} \div \text{標準財政規模} \times 100$ です。

じっしつたんねんどしゅうし【実質単年度収支】：[類義語]形式収支、実質収支、単年度収支

単年度収支から、基金(貯金)の積立てや市債の繰上償還等の実質的な黒字要素や、基金(貯金)の取崩し等の実質的な赤字要素を差し引いたもの。例えば、基金に積立てを行わなければその分黒字額は大きくなるという具合に、これらの黒字・赤字要素が歳入・歳出に措置されなかった場合に単年度収支がどのようになるかを判断するものです。

*詳細はP4「1 決算の総括」のブレイクを参照

じどうふくしひ【児童福祉費】：

民生費の1区分。保育園・児童館・学童クラブの運営

費、児童手当、乳幼児医療助成などの児童福祉や、ひとり親家庭等医療助成などの母子福祉などが該当します。

しゃかいふくしひ【社会福祉費】：

民生費の1区分。障害者福祉センターの運営費、心身障害者福祉手当などの障害福祉や、国民年金事務費、国民健康保険特別会計への繰出金などが該当します。

しょうぼうひ【消防費】：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。消防や防災対策の費用などが該当します。

しょうりょうおよびてすりょう【使用料及び手数料】：

歳入の1区分。使用料は住民が行政財産を目的外に利用、又は公の施設を利用する場合に徴収するお金で、スポーツ施設の使用料などが該当します。手数料は特定のものに対して提供するサービスに対し徴収するお金で、住民票の交付や家庭ごみ収集などの手数料が該当します。

しょくいんきゅう【職員給】：

人件費の1区分。一般職の給料及び各種手当【退職手当を除く】が該当します。

しょしゅうにゅう【諸収入】：

歳入の1区分。他の歳入区分に属さない歳入全て。市税の延滞金などが該当します。

じんけんひ【人件費】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。

せいかつほごひ【生活保護費】：

民生費の1区分。生活保護法に基づく扶助費などが該当します。

—た—

たんねんどしゅうし【単年度収支】：[類義語]形式収支、実質収支、実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支額を差し引いたもの。つまり前年度実質収支の黒字・赤字の影響を取り除いて考えた収支のこと。前年度の実質収支の黒字額を当該年度の実質収支の黒字額が上回らないと、単年度収支は黒字にならない【赤字になる】という特性があります。

*詳細はP4「1 決算の総括」のブレイクを参照

ちほうこうふぜい【地方交付税】：

歳入の1区分。地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するための財源保障を行うための制度。

*詳細はP9「4 地方交付税」を参照

ちほうじょうよぜい【地方譲与税】：

歳入の1区分。国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜等の理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などが該当します。

つみたてききん【積立基金】：[対義語]定額運用基金
財源調達のために設けた基金のこと。財政調整基金と特定目的基金に分かれます。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができます。

つみたてきん【積立金】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。基金に積立て【貯金】する費用。ただし定額運用基金への積立では繰出金となります。

ていがくうんようききん【定額運用基金】：[対義語]積立基金

財源調達以外の特定の目的のために、一定額の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を実施する基金のこと。したがって、基金の残高が減少することは原則ありません。

とうしおよびしゅっしきん【投資及び出資金】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。民間企業や財団法人などへの出資や出捐に要する費用のこと。

とうしてきけいひ【投資的経費】：[類義語]普通建設事業費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及び、それら以外の普通建設事業費の3種類に分けられます。

とくていざいげん【特定財源】：[対義語]一般財源
用途が特定されているお金で、国・都支出金や市債のうち建設地方債、負担金などが該当します。

とくていもくてきききん【特定目的基金】：[対義語]財政調整基金

特定の目的を達成するための財源調達を目的として設置する基金のこと。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができますが、目的以外には使用できません。

とくべつかいけい【特別会計】：[対義語]一般会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。

とししゅつきん【都支出金】：[類義語]国庫支出金

歳入の1区分。東京都から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。心身障害者福祉手当等の東京都もその責任を負う事務に係る費用を市と負担しあう場合の支出金である都負担金、都知事・都議会議員の選挙等の東京都の事務を代行する場合の費用に係る支出金の都委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である都補助金の3種類があります。

—は—

ひょうじゅんざいせいきぼ【標準財政規模】：

一般財源を基礎に標準的な財政規模を示すもの。実質収支比率や公債費比率など、各種の財政指標を算出するに当たり、基礎数値として用いられます。平成20年度決算からは、実質的な交付税である臨時財政対策債発行可能額を含むように変更されました。

ひじょひ【扶助費】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、若しくは市が単独で行っている各種扶助【現金又は物品、サービスの提供】に要する経費。生活保護費、児童手当、心身障害者福祉手当、乳幼児医療助成などが該当します。

ひつうかいけい【普通会計】：[対義語]公営企業会計、公営事業会計

地方財政状況調査上の会計区分で公営企業会計・公営事業会計以外のもの。本市の普通会計は、一般会計の歳入・歳出決算額から公営企業である介護サービス

事業を控除したものです。

ひつうけんせつじぎょうひ【普通建設事業費】：[類義語]投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する費用。投資的経費の1種です。

ぶっけんひ【物件費】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。

ぶんたんきんおよびふたんきん【分担金及び負担金】：

歳入の1区分。分担金は、首長が条例に基づいて賦課・徴収する受益者負担金の1種。本市では実績がありません。負担金は、一定の事業について特別の利益

のある者が、その経費の全部又は一部を受益の程度に応じて支払うお金。学童クラブの育成料や、隣接市との共同事業を本市が執行した場合の隣接市の応益分負担金などが該当します。

ほじょひとう【補助費等】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。公課費(自動車重量税など市が納める税金)や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。

ーらー

りんじざいせいたいさくさい【臨時財政対策債】：

国が地方交付税の交付に当たり、その財源不足分について地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債です。そのため元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

当初は平成15年度までの時限措置とされていましたが、期限到来の都度延長されており、現在では平成28年度までの時限的な措置とされています。

*詳細はP12「5 市債」のブレイクを参照

りんじざいしゅうほてんさい【臨時税収補填債】：

地方税法の改正により創設された地方消費税が、導入初年度の平成9年度において通年分が収入できないことに伴う影響額を補填するために発行が認められた地方債です。

ろうじんふくしひ【老人福祉費】：

民生費の1区分。福祉会館・老人福祉センターの運営費、高齢者配食サービスなどの老人福祉や、後期高齢者医療・介護保険の特別会計への繰出金などが該当します。

西東京市財政白書

平成 28 年度決算版

平成 29 年 9 月発行

西東京市企画部財政課財政係

〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

電話 042-460-9802(直通)